

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（泊3号炉）
（483）

2. 日時：令和5年4月3日 14時00分～17時50分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※ TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

天野安全管理調査官、江崎企画調査官、宮本上席安全審査官、

藤原主任安全審査官、伊藤安全審査官、小野安全審査官、

技術基盤グループ 地震・津波研究部門

大橋副主任技術研究調査官、石田技術参与

北海道電力株式会社：

原子力事業統括部 部長（安全設計担当）、他11名

原子力事業統括部 部長（審査・運営管理担当）※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和4年3月9日 第70回原子力規制委員会配付資料）に基づき、一部対面で実施した。

6. その他

提出資料：

（1）泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（1号及び2号炉の流路縮小工及び逆流防止設備について）

（2）泊発電所3号炉 耐津波設計方針について（津波防護対策に係る指摘事項回答）

（3）泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第5条 津波による損傷の防止（DB05 r. 3. 15）

（4）泊発電所3号炉 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（第5条 津波による損傷の防止（耐津波設計方針））

（5）泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト（第5条 津波による損傷の防止（耐津波設計方針））

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。規制庁藤原です。時間になりましたようにヒアリングの方始めたいと思います。泊発電所3号炉の耐津波設計方針については指摘事項に対する回答の方、事業者の方から説明してください。
0:00:14	はい。北海道電力の高橋です。本日は、2月の2日の審査会合でご指摘をいただいたコメント回答を中心にご説明をさせていただきたいと思えます。
0:00:29	2月2日の会合におきましては、7件のコメントをいただいております。本日はそのうち、5件と、
0:00:40	ということでご説明させていただきます。
0:00:43	残りの2件につきましては、今月24日の週にご説明したいと思えます。
0:00:51	本日資料をご用意させていただいております。1-1と1-2でございます。資料1-1につきましては、
0:01:01	まとめ資料を本日ご提出させていただいているまとめ資料のエッセンスを抜き出してきたパワーポイント資料になってございます。詳細な中身はまとめ資料で含まれていると。
0:01:16	というような位置付けでございます。
0:01:19	1-2についてコメント回答を本日、これを中心にご説明をさせていただきたいと思えます。
0:01:28	また資料1-12の扱いについては
0:01:32	会合に向けて、扱いについて、
0:01:35	ご相談させていただきたいというふうに思っております。それでは本日、植原の方からご説明させていただきます。
0:01:52	北海道電力の植原です。それでは資料1-2に基づきまして審査会合の指摘事項回答ということでご説明させていただきます。
0:02:01	2ページをお願いいたします。
0:02:05	2月2日の審査会合におきまして12号炉の取水の流路縮小工、12号炉の放水逆流防止設備の概要、許認可対応方針についてご説明させていただきました。
0:02:17	その内容につきまして、今回、5件の指摘事項について回答いたします。
0:02:23	また、3月30日の審査会合において、効率的な説明の観点から別途ご説明するとしていた、既設機能への与える悪影響、こちらにつきましても、本今回ご説明

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:36	回答させていただきます。
0:02:39	3 ページをお願いいたします。
0:02:42	まず指摘事項の3番ですけれども、流路縮小工等の基準上の位置付け、あと許認可等への影響に関わる整理ということで、
0:02:51	安全重要度分類に関わる説明、既許可影響沿革ある説明に、不明点があるということで、先行審査実績を踏まえた事項、あと新たな整備が必要な事項について、再整理してございます。
0:03:04	回答内容ですけれども、
0:03:08	流路縮小工、逆流防止設備に関わる整理を行っているんですが、こちら、それぞれ手法水路に設置する津波防護対策です。
0:03:17	女川、先行サイトで女川サイトにおきましては、流路縮小工等、求められる機能要求同様であるため、女川2号炉の
0:03:27	を比較対象としてございます。
0:03:30	また、新規制基準の審査実績に加えまして、女川1号炉の廃止措置段階の審査実績として、悪影響を与えないことの技術的な内容を2を含めまして、泊の3号炉の設置許可の審査の段階において、
0:03:46	ご説明したいと考えてございます。
0:03:50	整理結果をまとめてございますけれども、まず、基準上の位置付けとしては、
0:03:57	まず3
0:03:58	の津波防護施設とすること。また、安全重要度につきましては、12号のプラント状態、燃料が装荷されないプラント状態として扱うこと。
0:04:09	また循環水ポンプについても停止を前提として扱いますので、流路縮小工の重要度はPSⅢやトリング設備についてはクラス外と整理してございます。
0:04:20	耐震重要度については耐震Sクラスと考えてございます。
0:04:26	4 ページお願いいたします。
0:04:29	許認可等への影響ですけれども、まず設置変更許可に関しまして、12号炉の扱いとしては、設置許可本文記載事項を変更する工事には該当しないと考えてございます。
0:04:44	また3号炉につきましては、津波防護施設として設置変更許可申請、補正申請を実施いたします。
0:04:52	また、
0:04:54	1号及び2号炉の原子炉容器に燃料が装荷されていないことをにつきましては、設置変更許可申請書の本文及び添付書類に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:04	また、12号の循環水ポンプを停止すること、また12号炉に悪影響を及ぼさない設計とすることにつきましては添付書類に記載する方針として考えてございます。
0:05:14	工事計画認可への影響ですけれども、12号炉の扱いとしては、要目表を変更する工事には該当しないと考えてございます。
0:05:24	3号機につきましては、外郭浸水防護設備として、工事計画の認可を申請いたしまして、基本設計方針、また、設設定根拠といった添付書類に、
0:05:38	主席の法制機能の影響を、がない設計とすることを記載いたします。
0:05:43	技術基準適合の維持の観点ですけれども、1号のプラント状態としては、燃料装荷されていない状態、また、循環水ポンプ停止を前提として、
0:05:54	こちらの技術基準適合を維持することを確認し、いたします。
0:05:59	保安規定の観点ですけれども、
0:06:02	原子炉補機冷却海水系統に必要な流量確保し、し、液体廃棄物の放出濃度は、元記載に方案されることを確認してございますので、要求事項への影響はないこと。
0:06:15	また、流路縮小工及び逆流防止設備に対しては、保安規定に紐づく社内規定に定める保安期計画に基づき、施設管理を行うことと考えてございます。
0:06:29	5ページお願いいたします。
0:06:32	こちらでは、女川との比較の観点で、
0:06:36	車、先ほども申しましたが、主放水ん設置される設備ということで、営業確認を行ってございます。
0:06:46	この中で、難波市、或いはナンバースリーから何バース7といったところについては、お名前を踏まえた整理を行ってございますが、
0:06:56	ナンバー2プラント審査上の位置付けといったところで、女川1号炉につきましては廃止措置プラントである一方で、泊12号は共用プラントであることがそういう点でございます。
0:07:08	そのため、女川プラントにおきまして廃止措置であるために影響なしと、整理した事項、また申請実績において、整理されていない事項が、
0:07:19	今回新たに整理が必要な項目として挙げられます。
0:07:24	6ページ以降、13ページまでですけれども、
0:07:29	今

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:32	5 ページでお話した内容になりますけれども、基準上の位置付け、許認可の扱いについて、女川と差異が
0:07:42	あるかないかといった観点で、整理をしてございます。
0:07:48	緑の
0:07:50	枠で囲ってあるところ、こちらが新たに整理が必要な事項と考えられている事項となっております。
0:08:00	まず、例えば6ページにつきましては、安全重要度の整理ですけれども、こちら、泊においては、燃料装荷されてない前提、また、循環水ポンプ停止の前提で、
0:08:13	このプラント状態に基づき、安全重要度を設定してございます。
0:08:19	ちょっと飛びまして9ページお願いいたします。
0:08:27	こちらの
0:08:30	放射線部の管理に関する事項のところにつきましても、泊では、設置変更許可申請書に燃料装荷されていない前提、また循環ポンプの停止の前提というので、整理した結果を示してございまして、こちらについても新たな整理が必要な事項と考えてございます。
0:08:49	10 ページ、お願いいたします。
0:08:52	こちらは、工事計画認可の観点ですけれども、緑枠で囲ってあるところにつきまして、
0:09:02	泊の流路縮小工につきましては、津波による引き波時の海水貯留機能を有していないことから、流路縮小工実態が、非常用取水設備には該当しないと、整理してございます。
0:09:18	11 ページ、お願いいたします。
0:09:21	こちら先ほどと確認の観点は、同様でございまして、設置変更許可申請書に燃料装荷、或いは循環水ポンプ停止を前提とすると。
0:09:33	いった観点での整理ということで、新たに整理が必要な事項と考えてございます。
0:09:40	12 ページの
0:09:43	放射性廃棄物処理設備に関しても、李、差異の理由としては同様な内容となっております。
0:09:53	以上が指摘事項No. 3に対する回答となっております。
0:09:59	引き続きまして14ページお願いいたします。
0:10:07	こちらでは、指摘事項のNo.4 ということ流路縮小工後逆流防止設備の求められる機能を整理して説明すること。
0:10:17	また女川2号では、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:20	浸水防止機能、また、取放水の要求される必要水量を明確にしているといったことで、回答を下記の通りまとめてございます。
0:10:31	まず、求められる機能につきましては、津波時における取放水量からの敷地への津波の到達流入防止、
0:10:40	聞く一つ、また二つ目の白丸になりますが、トラント停止状態における12号炉の取水機能法制機能をといったことが確保できること。
0:10:52	こちらが求められると考えてございます。
0:10:56	12号機につきましては、プラント停止状態、また、循環水ポンプについては停止と、前提として考えてございます。
0:11:07	ですので、表に示す通り、原子炉補機冷却海水ポンプが2台必要ということで、流量1900立米パーアワーとともに、整理してございます。
0:11:20	敷地への津波の流入防止の観点につきましては、入力津波の解析結果を踏まえてご説明することで考えてございます。
0:11:33	15ページをお願いいたします。
0:11:37	ここからは設置変更許可、設工認、また保安規定の各段階の審査において、どのような整理を行うか、整理するようご指摘をいただいております。
0:11:51	回答は下に示す通り、設置変更許可におきましては、設計方針への浸水防止機能後12号炉への影響、また、何、内径の考え方についてご説明すること。
0:12:05	また設工認では、せえ、設置変更許可で示した方針を、基本設計方針として示すとともに、要目表、設定根拠に関する説明書等についてご説明いたします。
0:12:20	保安規定につきましては、ルール、施設管理の対象設備とし、計画に基づき適切に施設管理点検実施することをご説明いたします。
0:12:37	16から21に、具体的な内容を記載してございますが、
0:12:42	詳細な説明については、木曾。
0:12:44	割愛させていただきます。
0:12:57	22ページお願いいたします。
0:13:03	放水側のフラップゲート。
0:13:07	ですけれども、該当の付着の影響、あと、
0:13:11	異常検知の方法、保守管理の内容について示すことと、
0:13:16	ということで指摘をいただいております。
0:13:20	こちらの回答につきましては、ずっとを用いて説明させていただきますので23ページお願いいたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:35	まず開生成物の付着の閉塞可能性につきましては、
0:13:39	現在、イチゴゴルフパイププラント停止状態となっており、循環水ポンプも停止してございます。
0:13:47	資金の点検結果を確認した、しましたところ、
0:13:52	右の写真にもございます通り、
0:13:55	該当の付着は確認されていない状況になってございます。
0:14:01	放水炉に設置する逆流防止設備の開口部1陰1メートルでございまして、
0:14:08	はい。
0:14:09	水路の断面縮小に伴って、流速も増大しますので、
0:14:14	改正生物としてはより付着しにくくなる状況と考えてございます。
0:14:19	一方、仮に、甲斐が付着したとしても、開口部というのは、狩野付着しろに比べて十分大きいことから、
0:14:28	貝付着による閉塞の可能性はないと、整理してございます。
0:14:33	また、定期的な点検、清掃については、
0:14:38	逆流防止設備設置後においても継続時して実施することと考えてございますので、
0:14:45	生成物の付着による閉塞の可能性はないと考えてございます。
0:14:53	24 ページお願いいたします。
0:14:57	仮に、
0:15:00	異常の検知性ですけれども、
0:15:02	仮に閉塞した場合には、
0:15:08	放水ピットの立坑は水位が上昇することが考えられます。
0:15:17	そのため、
0:15:33	失礼。
0:15:40	した場合には、水位が上昇することが考えられますので、放水ピット立坑に、
0:15:46	この水位の上昇検知可能な計器を設置し、中性で警報確認を、
0:15:52	閉塞事象への対応を行うことを考えてございます。
0:15:56	対応手順につきましてはQMS文書に定めることで考えてございます。
0:16:02	続いて右側施設管理につきましては、保水量について、定期的な抜粋、カメラ等を用いた点検、清掃を実施し、変状の有無を確認し、
0:16:14	変状が確認された場合には、詳細な調査を行うこととして考えてございます。
0:16:23	続きまして 25 ページからですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:28	指摘事項の7番、になります。
0:16:32	今度、水路の流路縮小工、また逆流防止に対する漂流物の影響ということで、
0:16:41	想定される機能喪失要因を整理した上で検討結果について整理してございます。
0:16:48	まず25ページですけれども、流路縮小工に対して、漂流物の堆積で必要な取水量を確保できなくなる可能性が考えられます。
0:16:59	これに対する検討結果ですけれども、水高野飲み口にパイプスクリーンも設置されてございます。
0:17:06	窓スクリーンのピッチ幅よりも小さい漂流物が流入する可能性がございますが、
0:17:15	流路縮小の開口Φ、0.743メートルとしてございますので、
0:17:25	小さな漂流物により、
0:17:27	流路縮小工が閉塞する可能性はないと考えてございます。
0:17:36	26ページには取水口、またパイプスクリーン等の図、写真についてお示ししてございます。
0:17:48	27ページお願いいたします。
0:17:52	続いて、フラップゲートをに対する影響ですけれども、
0:17:56	へえ。
0:17:58	扉体、あと放水6体の間に、
0:18:01	堆積した漂流物が挟まることが考えられます。
0:18:09	こちらについては、
0:18:11	フラップゲートをが設置される位置ですけれども、
0:18:16	ホース色の直線部分になってございます。
0:18:22	この部分により物が引っ掛かるような、曲がり角突起部といったことはない状態です。
0:18:30	そのためこの間に堆積した漂流物が突っ張り、フラップゲートの開機能の影響を、に影響を及ぼすことはない、評価してございます。
0:18:42	続いて28ページお願いいたします。
0:18:47	続いては、フラップゲートに対して扉体と渡部の間に堆積した漂流物が、挟まり、閉機能が創出する観点での確認を行ってございます。
0:19:00	通常時、あと津波来襲時においても、扉体が開いている際には、海側へ水流が生じているため、水流逆らって漂流物等が挟まることではないと考えてございます。
0:19:15	また、仮に漂流物が入ったとしても、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:19	扉体の下部に設けている空間から、排出可能であること。
0:19:24	また、補正の加工に、パイプスクリーンの設置により、小さな漂流物流入しからないことから、フラップゲートの閉機能は確保できると、整理してございます。
0:19:41	引き続いて 29 ページ以降になりますけれども、こちら 3 月 30 日の審査会合におきまして、この流路縮小工の 2 月 2 日の審査会合の指摘事項の回答に合わせて、
0:19:56	整理するとしていたものになってございます。
0:20:01	ですので、回答欄にも記載しております通り、今回、流路縮小工及び逆流防止の二つの対策について、図の施設が本来有する機能、
0:20:13	また、その機能に与える悪影響について整理してございます。
0:20:20	ちょっと資料飛びますけれども 33 ページをお願いいたします。
0:20:30	まず、流路縮小工ですけれども、通常の施設が本来有する機能としては取水炉、あと原子炉補機冷却海水ポンプ、確認してございますが、取水機能の観点での確認が必要と考えてございます。
0:20:47	で、中段既設の施設の機能に与える影響ですけれども、流路縮小工設置によるそ、主水路の損失水頭の増加。
0:20:57	本田。
0:20:58	下端高さの確認、また開生成物の付着や砂の流入といった観点で整理をしてございます。
0:21:09	評価結果ですけれども、
0:21:14	まず、その水頭の増加というのは、1 メートル未満ということで、
0:21:20	プラント停止状態におきまして瀬ピットポンプ室の水位低下しますが、
0:21:25	原子炉補機冷却海水ポンプの取水可能最低水位に比較しまして十分余裕があることから、取水機能への影響はないと考えてございます。
0:21:36	また、流路縮小工の開口部下端は、DPのマイナ、6 メートルと低い位置に設置しており、
0:21:43	流路縮小工の設置前後で、海水ポンプの運転に影響はないと考えてございます。
0:21:51	また解説生物の腐食の観点ですけれども、開口部、2 の断面縮小に伴い、流速が前、増大することにより、
0:22:02	砂による閉塞はないと考えてございます。
0:22:13	34 ページ、あと 35 ページにつきまして、今お話したような内容について、具体的な数値関係、また断面図と、お示ししてございます。
0:22:27	36 ページですけれども、流路縮小工

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発音者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:31	による施設管理への影響ということで、整理してございますが、こちら、2月2日の会合でも述べてございますが、
0:22:41	点検の必要なアクセス数可能な開口が確保されてございますので、従来通りの施設管理を行うことができると、整理してございます。
0:22:52	引き続き37ページ以降放水側の整理となっております。
0:22:59	宝石につきましても、同様に原子炉補機冷却海水系統のホンセイ機能の観点での確認を行ってございます。
0:23:09	表評価結果といたしましては、このルート、逆流防止設備設置により、放水ピット立坑1例の水位というものが上昇いたしますが、
0:23:20	原子炉補機冷却海水放水量の方の高さよりも十分低いことから、縫製機能への影響はないと考えてございます。
0:23:29	また、放水炉の点検結果、先ほど写真等をお示しいたしましたが、からの付着の進展については確認されてございません。
0:23:39	また、開口部、十分な大きさ、一定内かけ1メートルで設置していて、
0:23:46	れこ。これにより流速も増大しますので、カイエイ生物につきましましては付着しにくくなる環境と考えてございますので、
0:23:55	影響はないということで、整理をしてございます。
0:24:02	最後39ページにつきましては、こちら流路縮小工と同様でございますが、放水炉内へのアクセス可能な開方向が確保されてございますので、従来通りの施設管理を行っていくことで考えてございます。
0:24:19	以上、指摘事項回答についてのご説明は、これで終わります。よろしくお願いたします。
0:24:29	はい。規制庁藤原ですそれでは質疑に入りたいと思ひまして質疑はちょっといくつか分けて、
0:24:36	さしていただきます。まずは、22ページまでの、
0:24:41	話。
0:24:42	を、まず一旦やってそれで質疑であと29。
0:24:46	28ページまでか、続いて質疑後で29ページ以降という、
0:24:51	流れでさしていただきます。まず22ページまでの流れの話なんですけれども、ちょっとまず私から1点。
0:24:59	今回説明、何だっけな、資料1-4のですね。
0:25:04	右肩7ページ目ですか。今回コメント会。
0:25:10	指摘事項に対する回答っていうのが、今回、今日のヒアリングではちょっと、いや、やらず、次回、予定をしてるっていうものが、No.17とNo.18でしたっけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:22	これが次回ということなんですけども、この内容を見てちょっとごめんなさいねなぜ次回なんだろうっていうのがちょっといまいち、その位置付けがよくわからず、この点って今何か説明できることありますか。何か停止状態を前提する方針だから、
0:25:36	申請について、1号の申請どう扱うかちゅうと後、18番の審査の効率を阻害することか、これと今日の説明内容の関連がいまいちちょっと掴めず、いかがですか。
0:25:48	北海道電力の高橋です。7件いただいているうち、今回この1、17番18番については後送りさせていただいた考え方といたしましては、
0:26:00	まず2月2日の指摘を踏まえて、先行実績のある翁長さんの審査実績を、
0:26:12	泊としてどのように反映していくのかと、そういったところを最初に議論させていただきたいなということで、
0:26:21	まずはこの17番18番以外についてご説明をさせていただこうというふうに考えてございます。で、
0:26:31	ここである程度女川さんの記載を踏まえた、泊としてのやり方っていうところを、ある程度認識合わせをさせていただいた上で、
0:26:44	17番について、うちの場合は申請12号についても、適合性審査を申請しているプラントですので、その違い、
0:26:56	今日も一部中身に入っておりますけれども、そこをまとめて整理をさせていただきたいというふうに考えた次第でございます。18番につきましては、
0:27:06	こちらについては、今回流路縮小工を設置する以前の対津波の対策が、最終的には12号再稼働時には、
0:27:19	同じような対策になろうかというふうに我々も考えてございます。その辺をしっかり確認した上で、ご説明をさせていただこうと。
0:27:30	実態としましては、効率性に関しては、確かにご指摘の通り、2度手間というようなところがございますけれども、
0:27:41	まず、早期に12号の対応させていただくということで、そういった内容を次回ご説明させていただきたいというふうに思っているところでございます。
0:27:52	はい。規制庁藤間です。はい。一応、北電としてはそんな考えですってことですね。
0:28:01	原子炉規制庁宮本ですけど、実はですね、
0:28:04	これ前回の指摘事項ってのはこれ流れで書いてあって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:09	①が明確になってないと、③は入れないですよ。
0:28:14	だから今今日持ってこられたやつ③の妥当性っていうよりは①をまずどうするかっていうのをしっかり決めた上で、③の説明に行かないと。
0:28:24	今丸さん持ってきていただいているんだけど、これがいいか悪いかっていうのは、結局①をどういうふうに整理するかっていうのを、
0:28:33	聞かないと、丸さんがいいか悪いかなんていうのは言えない話になってるので、これ。
0:28:39	我々の指摘事項って、バラバラではなくて、ロジカルにこうなっているとこがあるって、全体としてまだどうしますかっていうところを
0:28:50	例えば決めた上で、
0:28:53	要は個別の案件である③に入っていくっていう流れなんだけど①が回答いただけないと、③に入ったとしても、
0:29:00	これ結局①どうするんでしたっけっていう話にも戻るだけなんですよ
0:29:05	ね。
0:29:09	その辺がちょっと認識が違うのかなって気はしていて、
0:29:10	例えば、
0:29:16	丸さんの話も出てるけどじゃ①じゃどうするんですかと。
0:29:20	申請やめるんですか止めないんですかって、止めないわけですよ多分
0:29:20	ね。
0:29:20	その場合に、じゃあ、3号の申請に合わせて、3号が終わったら12号の補正をかけて、例えばその流量縮小工なりなんなんりの、撤去と新しい浸水津波防護対象設備の申請を、
0:29:35	要は許可後に改めて補正を出すとかそういう流れが明確に①で示されるかどうかによってこの③に入るわけですよ。
0:29:44	丸さんだけで単独で話しても、結局①が決まってない段階では、これ議論にならないなど。
0:29:50	思ってるのは私の今の認識です。
0:29:54	北海道電力の高橋です。
0:29:56	今ご指摘あった通り流れということは我々も認識しているところでございまして、今宮本さんが
0:30:07	おっしゃっていただいた通り、我々、12号炉今日すいません回答を持ってきてごさいませんけれども、12号に関しても、やめるという選択肢ではなくて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:19	引き続き、12号の適合性審査を、3号の後に続けてやっていきたいと、 いうふうに思っています。その場合、やはり、今回設置した流路縮 小工、それから逆流防止設備、
0:30:33	これは12号が運転するときには、これがあると、運転ができませんの で、これは撤去をした形で、従来、お示しさせていただいてる、
0:30:46	例えば、循環水ポンプ建屋の前の取水ピットをポンプ室、それからスク リーンスのところに防水液を立てると。
0:30:58	そういった形で、申請をして、審査に臨みたいと、その理解。でござ います。
0:31:08	そういったところを、今日は口頭だけのご説明で大変申し訳けありませ んけれども、方向としてはそういう形で整理をして、
0:31:19	いるというふうに考えてございます。
0:31:32	規制庁宮本ですけど、なぜそれを言ってるかっていうと、①が明確にな ってるからこそ丸さんのさっき言ったけど、じゃ、12号の話じゃなくて 3号の設置変更許可なり3号の工認よく判断の頃に、
0:31:47	1号への修正機能の影響から何からすべて3号機の設備としての説明を 組み立てていくっていう前提が、
0:31:57	整理されない、されると思うんですよ。で、その前半前提のその①がな かったら、この③の話って入れないんですよ。
0:32:06	だから、さっきから言ってるようにこれはロジカルに並んでるので①② を明確に回答していただかないと、丸さんの今のは、この内容がいいか 悪いか。
0:32:18	J A 前提型から先は先ほど言ったように、
0:32:22	当申請をどう扱うんですか。だから言ったように12号については申請 申請炉だけれども、その3号機の適合性に合わせて、
0:32:32	それで12号は停止に持っていきますと停止ってか停止状態に持ってい きますと、ただし、3号機の認可後、結構に速やかな例えば補正をやっ た上で、
0:32:42	12号の停止状態の解除と、あとは
0:32:49	12号の取水の放水量に対する津波防護対象設備の設置、あとは3号機の ためにつけて12号の取水量を流路縮小工と、
0:32:59	逆流防止の設備の撤去、
0:33:06	申請に合わせて整理しますっていう回答が①にあるのであれば、③に入 るんだけど、それが今ない状態で丸さんじゃこれでいいですか悪いです かなんていうのは多分、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:16	説明できないんですね確認できないっていうそういう意図です。だから今、これから丸さんの話しても、結局そこに帰ると思ってるんで、ちょっと話長くなりますけど、そういう認識を持って、
0:33:28	だから
0:33:30	こちらからのこれまでもそうなんだけど、指摘事項っていうのはある程度この流れで、指摘事項ってなができてるんですよ。
0:33:39	なので、
0:33:40	前提の①②が整理されてないのに後ろだけ持ってきても、要は、結局、①②はどうなるんでしたっけっていう。
0:33:50	話にしかないののでここで今日だけじゃなくて他の条文でもう同じですからね、特に耐震耐津波っていうのは、
0:33:57	基本的には流れで、指摘事項が来てます。なので、
0:34:03	できたところから持ってくるっていう認識はちょっと止めていただいた方がいいかなと。
0:34:07	いいですかね。
0:34:10	ダイドー電力の高須です。ご指摘の通り我々も理解しましたというか、そういう議論も当然社内の中であって、綿Cが過去
0:34:24	説明してる中で、どうしてもその入口のところで御説明が止まってしまうところもあったので、遅れてるといっか今回は、3番からご説明しようというふうにちょっと考えたんですけども、
0:34:37	今ご指摘いただいた通り、流れで、ご指摘いただいてるっていうことをしっかり認識してですね、他の15条分含めてですね、
0:34:48	ご説明するっていうことを、
0:34:52	認識しましたので、今日は大変申し訳ございませんでした。
0:34:56	ただ今口頭でご説明させていただいてる認識にそごはないかなというふうに思ったところがございます。
0:35:08	さらに、今回、12号の件に関しましては3号の設置許可で、12号に対する悪影響をの話を
0:35:19	3号の設置許可で書いていくっていうことで、そういった方針を考えてございますので、すいません一番2番、17番18番についても、
0:35:30	早期にご回答させていただくように準備して参りたいと思います。
0:36:57	はい。規制庁じゃすまそしたらちょっと0102はちょっとまだ今回まだ、今回答はないものの一応ちょっと何なんですかね。特に12号については要は、前回の審査会合の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:09	状況からあまり北海道電力のスタンスとしては変わってなくて要は12号が、今の現状のままで、3号をやっていくという建前、今日のヒアリングですよ。そうする前提でまずやりますということ。
0:37:22	あと効率性の話についてはちょっと、本当は必要ですけどちょっととりあえず置いといて今回の資料の内容について確認ってことでは、わかりました。ちょっと
0:37:33	どっか先に
0:37:34	ちょっと細かいところからになっちゃいますね。もしよかったらおっきいところがあれば、
0:37:45	そう。
0:37:46	規制庁宮尾です。だから、先ほど言ったように①が整理されてないので③を持ってきてるからよくわからなくなってるなど思うのは、例えば回答の3ページ。
0:37:58	これ3号炉の津波防護対象設備とすると津波防護設備とすると。
0:38:03	12号日には10月、これ、
0:38:06	要は安全重要度クラス外とするって、ここもこれがまずはよくわからないんですよ。
0:38:11	この話ってのは、これはあくまでも3号機積んだから同じ設備がある意味で、クラス津波防護設備で、こっち行ったらクラスがって話ではなくて、
0:38:22	基本的に3号機の設備として登録する以上は冊、3号機の津波防護対象設備とまずしますと。
0:38:29	その上で、12号の景況プラント停止状態の中の悪影響防止設備として悪影響を防止する機能を持たせますんですよ。
0:38:39	ということわかります。
0:38:41	女川ではそう整理してるはずなんですよ。女川前提ってさっき言ったように、女川で前提したのは、2号機を運転号炉11号機を廃炉をろうとして前提にして、
0:38:54	要は1号機に求められる機能、要はその流路縮小工に求められる7機能を、2号機の分津波防護対象設備の機能の中に入れてたんですよ。
0:39:05	だから、別々に機器整理してないんですよ。
0:39:08	津波防護対象設備の中の
0:39:11	必要な機能として整理してるんですよ。だからこうやって3号機10号機ばバラバラに機能が書いてないはずなんですよ。
0:39:19	ということわかります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:22	だから半分あってるけど半分間違ってるということなんですよ。
0:39:26	なので、例えば4ページに行くと、
0:39:30	これこそもう言ってることがよくわからないんだけど、
0:39:33	12号とあって設置変更許可本文記載事項変更工事該当しないじゃないんですよ。3号炉の新規設定を置いて津波防護対象設備として設置するしかないんですよ。
0:39:44	その中で12号に悪影響を与えない設置設置としますっていう話ですよ。
0:39:51	工事計画でも同じなんですよ扱いとしては、
0:39:54	で、この話をする前提となっているのがさっき言った①の中で、要は12号の設置変更許可に合わせて、要は12号に必要な機能というのはその時整理しますなんですよ。
0:40:07	だから①がないと、③だけ持ってくるとこういう話になっちゃうってこと。
0:40:15	終わります。
0:40:17	申請号炉の、この辺ちゃんと確認してくれてるのが私は、
0:40:21	5ページは若干確認するように確認されてるんだと思うんだけど、それを踏まえると、6ページからの整理っていうのが、
0:40:30	余計によくわからなくなってくるんですよ。
0:40:37	要は、女川に関しては12号単独でのヘリって1号の単独での整理なんかやってないんですよ。
0:40:43	2号の整理しかやってないんですよ。
0:40:46	で、1号の悪影響については1号の申請の中、要は廃炉措置計画の中で改めて確認しますもんです。
0:40:53	そう、そう考えると12号の1、女川の場合は12号の設置変更許可の中で改めて説明しますんですよ。だから3号機に必要な設備と、
0:41:03	その機能の中に、12号への悪影響防止っていうのを入ってるってことなんですよ。
0:41:09	設置変更許可っていうのは、
0:41:12	布施サイトごとですから、プラントごとじゃないですか。そうすると、設置変更許可し、12号もしてるんですかって知ってることになりますよね。
0:41:20	燃料も入れない。
0:41:23	循環水本を提示するっていう、そういうことですよ。
0:41:26	そこを理解されてるかっていうと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:29	文章ではなってるんだけど、整理上はそこがちょっとよく見えないと。
0:41:36	入れるわかりますかね。
0:41:40	北海道電力の高須です。今ご指摘いただいた通り、当初我々どうしても頭の整理としてその12号の設置許可3号の設置許可っていうような形で、
0:41:50	整理していた部分があって、今宮本さんからご指摘あったように、設置許可としてはサイトごとということで、そういった意味で整理をしているところではございますけれども、
0:42:05	一部ちょっと12号、3号というような書き方になってるっていう
0:42:11	ところを今、認識しましたけれども、決して安全重要度のところも、もともと
0:42:22	また3号1度という話になってしまいますけれども、3号として、津波防護としてはクラス替えなんだけれども、12号への影響としてはPSⅢところ、
0:42:32	結果としてPSⅢですよっていうような整理をさせていただいてるので、結果として、3航路をの設置許可、
0:42:42	で議論する時には上位であるPS3というようなところで整理をするのかなと。ただちょっとその記載の仕方として、12号への取り扱いっていうような書き方になってるっていうところは、
0:42:56	ちょっと我々として意識がちょっと、
0:43:00	足りてないなというのを、今認識しましたので、そういう形で、あくまでも、3号の申請として、12号の悪影響も取り込んで、
0:43:11	全体として安全重要度なり、燃料の話、燃料の話なんか本文に書くってことは、それを上書きしてると。
0:43:21	そういう認識は持ってございますので、ちょっとそういうような整理の仕方、に見直したいというふうに思います。
0:43:28	えっとですね。
0:43:32	ちょっと、
0:43:33	うん。
0:43:34	フィンマックの回答だと、多分、皆さんで話し合いながら進めてください
0:43:40	何となく今ちょっと高橋さん、どこまで理解されてるかちょっと不安だなっていう思いますあと、
0:43:46	6ページの安全重要度、これ安全重要度の整理で線図で前回何を書いてあったかって多分理解されてますかなんですよね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:56	これ。
0:43:57	別に流路縮小工の安全重要度高、こっちが指定しろって言うてるわけでは実はないんですよ。
0:44:04	あの資料が何で持ってこられて設備説明をされていたかと、10 会合で、
0:44:11	多分それを多分理解されてないで、多分あの会合に上げられたから余計おかしくなったんだけど、
0:44:17	安全重要度の話っていうのは、なぜあれが出てきたかっていうと、高浜の防潮ゲートで稼働可能性があるかないか。
0:44:26	可能性があるからこそクラスは相当にしますと。
0:44:30	じゃあ、とともにの今回の設備はクラスは相当にするような設備ですから違うんですかって言ったら違うわけですよ。
0:44:37	その説明をしなきゃいけないわけですよ。
0:44:39	実際は、
0:44:41	あくまでもその安全重要度のクラス 3 とかクラス 1 とかクラス 2 とか話ではなくて、
0:44:46	クラス案に該当するものではありません。
0:44:51	でじゃあ何なんですかって言ったら津波防護対象設備ですっていう、
0:44:56	通常の、
0:44:57	という整理をしてくれないって困るわけですよ。
0:45:00	で、ここで注意していただかないのは、
0:45:04	決して津波防護対象設備を安全上重要度ないと多分、これまでも言っていないと思います。
0:45:10	だからといってクラスはんかってどういう話もしてないです。
0:45:14	だから、
0:45:16	ここで言うと学友逆流防止設備はクラス外にしますって話を持ってこられるってことは、過去の審査実績を全部否定して、
0:45:25	クラス外で安全機能持ってこないっていう整理を勤まりとしては、改めてしますっていうのを持ってこられてるっていう認識を持たなきゃいけないですよ。
0:45:34	多分そういうつもりはないですよ。
0:45:38	私が言ったことはあります。
0:45:41	津波防護対象設備ってのは、確かに重要度分類指針上、
0:45:45	過去の設備としてなかったの、整理はされてませんで、単独で見たい場合に確かに安全機能を持ってるか持ってないかっていう話になればあれ自体が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:55	S A を起こしたり、DB を起こしたりっていう設備ではないです。
0:45:59	ただし影響が大きい設備だっていう整理は多分その防潮ゲートをやったときに、議論があって、その可動床はプラスワン相当っていう話にしています。
0:46:08	なので、こちら、明確に安全重要度が低いという話は多分してないと思うんですよ。
0:46:15	だからといってあるという話もしてないです。
0:46:19	だから何を整理したいかっていうのをよく考えて欲しいんですよ。
0:46:26	北海道電力の高橋です。今ご指摘いただいた通り当初この安全重要度っていうのはご指摘あった通り高浜の防潮ゲートでしかも同てきいな設備であった。
0:46:39	がゆえにMSワンというようなことで設定をしているというふうに認識してございます。今回泊伊井の設備に関しては動的なものを、
0:46:53	活用していませんので、静的なものでございますので、そういった意味で信頼性に対する要求とは違っていると。そういったところが発端だったんですけれども、
0:47:04	重要度の整理っていうところで、逆に今度重要度を2、
0:47:10	に対して逐一
0:47:12	考えを整理してるっていうところで、今
0:47:16	ご指摘いただいてちょうど8としましたけれども、当初のをスタートは確かに高浜の比較との差だったかなというふうに認識。
0:47:28	しています。そういった意味で、ここで説明すべきは何かっていうようなところで、おっしゃいますと、やっぱり今回泊の設備としては動的な設備を使いませんと。
0:47:40	そういったところから説明すべきだったのかなというふうに認識を改めさせていただきました。
0:47:48	はい。そういうところを踏まえると、
0:47:52	そういうところもよく確認してもらいたいのと、
0:47:54	あとちょっともう、いっぱいあるんであれですけど、多分これ全体的によく見てもらわなきゃいけないんだけど、そういうふうな整理をまず前半でするんだったら、
0:48:04	多分1112っていうのは、もっと整理が変わってくる、もうそもそもこれ必要なかっていう議論になると思うんですよ。
0:48:13	省令62号への適合性なんて話っていうよりは、新しく作る設備が、まず津波防護対象設備として公認を3号機としてとりますと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:24	その中で12号への悪影響を見ますと、だから、3号機の設備としての整理をまず前提としてしますですよ。
0:48:34	その上で、先ほど言ったように、今後12号の市許可のときに、また撤去してやるっていうのが前提になるので、未適合の話っていうのは、
0:48:43	ここでするような話ではあまりないんだと思うんですよ。
0:48:47	それがだから、オーナー側の実績を見てくださっていうのは、多分そうそうということなんですよ。
0:48:53	恒久設備だったら話は別ですよ。
0:48:57	今、前提としては公共設備じゃなくて
0:49:00	一時的って言い方が+
0:49:02	適切かどうかわかんないけど3号機適合性に必要な設備として、3号機の津波防護対象設備としての整理です。
0:49:09	当然、それが終われば12号の、今、申請が出てるんだから12号の
0:49:15	申請のための設備としての整理をもう一度やり直すという
0:49:20	その前提が①でされた上でここの、この③の整理が持ってこないと、だから先ほど言ったように、
0:49:27	よく整理がわからない話ですよねと。
0:49:36	北海道電力の高須です。今ご指摘いただいた通りかなということでは
0:49:44	12号機の扱っていうところを、そういったところをまず前提条件として、話が進めなければいけないということを理解しましたので、
0:49:54	次回、お出しするときには、
0:49:59	17番18番、セットでさらに今回、我々が整理してる中で、3号と12号という書き分けをする。
0:50:10	いろんなところでしてますけれども、基本3号の津波防護施設としてどうするのか、その中で12号の、
0:50:20	取水放水機能に関して、悪影響を与えないというようなものを付加するんだといったような整理の中で
0:50:31	論理展開していくのかなというふうに認識しました。
0:50:37	はい。ちょっと長くなりましたけど私からはとりあえず今のところ、第1弾としては以上です。はい。
0:50:51	はい。ちょっと私が規制庁じゃない私もちょっと細かい話私は今回はちょっといきますけども、
0:50:57	11ページ等開いていただいて、
0:51:03	これは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:06	31 ページ。
0:51:08	失礼。
0:51:11	これ、11 ページ目。
0:51:14	ごめんなさい。
0:51:18	17 ページ下、ごめんなさい。
0:51:24	17 ページちょっとし、一番下の津波来襲時の影響の一つ目のポチ下一つ目、引き波時の水位低下に対して、
0:51:34	流路縮小工の開口部下端と、ホッキ0 ポンプの取水可能水位から、運転員寄与がないことを説明するっていう内容があってこれが具体的内容っていうのが資料1-1かな、
0:51:47	の方の11 ページいいんだと思うんですけども、
0:51:51	資料1-1の11 ページですね。
0:51:59	この11 ページのところできくと、
0:52:01	これが多分ちょっと、この子文章と、何かわからなかったので
0:52:07	11 ページを見たときには、多分その位なんだろう。今、実態としては、流路縮小工の方の開口部の下端、
0:52:15	と。
0:52:16	海水ポンプのその何か取水可能性を比較したときに、
0:52:20	要は多分何だろう。
0:52:22	開口部方が、
0:52:24	すごい低い位置、
0:52:26	だから影響がないっていうふうに今おっしゃられてるんですねで、これがさっきそもそも資料、津波来襲時の影響の話ですね17A11の17。
0:52:36	ちょっとわかんなかったのが、例えば女川だと、何か流路縮小工を設置したら、それが要は貯水堰みたいな役割を果たして、要は、たとえ引き波が来たとしても、
0:52:48	いや小中の話ですよ。1号の、要は取水の機能についてはそのまま貯水量が結構あるから、影響がない。それが示されたと。
0:52:58	理解してますんで、ちょっと泊がそれ違うんですね。泊は11 ページのところでは、
0:53:04	要はまだ取水可能水位を、
0:53:07	に対してその引き波が来たら下回る、
0:53:10	かもしれないって言ってんですよね。
0:53:12	下回ったとしても、
0:53:15	影響がないっていう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:18	言い切れるんですか。
0:53:21	よくわかりません。例えばですよ、下回ったら、まず水が吸えなくなりますよね。
0:53:29	吸えなくなってまいスマート不押し波に復旧し、水が来るかもしれないけど、そのように海水ポンプ壊れたりしないんですかとか、
0:53:38	その辺も踏まえてその影響がないってこれ、どういうふうに考えてるか或いは、うん。ながらと要はちゃんと開口、
0:53:48	貯水量があるから大丈夫っていうそれで、よくわかって
0:53:52	もう一つちょっと多分私はこれを一旦北電さんがこう答えると思うんですけど、別にこれ申請号炉じゃないから機能喪失してもいいんですよとか何日間か余裕があるからいいんですよって言ってますけど、そうやって、
0:54:04	上昇がですね話してましたっけ。
0:54:07	上昇側は自主的に何か設置してましたよね。
0:54:11	じゃあ下降側は何もしなくていいんですかっていうふうになるんですけどこの点って、
0:54:15	どうなんでしょうね上昇側との対比も含めて、女川との対比も含めて、いかがでしょうか。
0:54:24	北海道電力の高橋です。こちらにつきましては、今ご説明いただいた通り今回、設置する流路縮小工の、
0:54:35	設置高さ、これが海水ポンプの取水可能水位、下にございますので、これがあってもなくても、
0:54:45	貯留量っていう観点では影響がないというふうにご説明をさせていただいております、さらに引き波のときに、海水ポンプが吸えなくなるんじゃないかと。
0:54:57	というようなことに関しましては、こちらご指摘いただいた通り申請号炉じゃないっていうこともありますけれども、3号と同じようにですねこちら12号についても、貯留堰が必要と。
0:55:10	いうふうに認識してございます。こちらにつきましては、今後12号の審査でこの貯留堰に関しては、ご説明していくものだなというふうに認識をしてたところでございます。
0:55:28	はい。規制庁藤原です。ごめんなさいね
0:55:31	女川では、要は、そういった特に申請号炉ずないとしても、機能が維持されるっていうのが行ったんですけど3号、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:39	これ、どうですかね止まりだと要は、機能喪失ですけど何か自主的に何かこう取り組むことってないんですかね例えば流路縮小工の開口をもうちょっと隠して、
0:55:50	要は、せめて何か取水可能水位
0:55:55	よりもちょっと上に開口を持ってくるとか、そういった取り組みというのはできないもんなんですかね。
0:56:03	そこは全く難しいのかっていうところがちょっとよくわからずあと、そもそも論として1号には今助成席って何も、現時点で何もないってこと等を、その二つちょっと教えてください。
0:56:20	北海道電力の植原です。
0:56:23	まず2番目の指摘ですけれども12号機についても貯留堰としては現状設置されている状況になってございます。ただこちらについては、必要な容量との比較等含めて12号機の
0:56:37	審査の中でご説明することを考えてございます。
0:56:41	こちらの流路縮小工自体については、これ自体で、非常用取水機能として持たせることは考えておらず、
0:56:51	現状、先ほどのご説明と繰り返しになりますけれども、
0:56:56	現状の少数医療に対しての影響を与えないといった観点で、比較的低い位置での設定をしてございます。
0:57:06	あともう1点つほそくうのご説明になりますが、
0:57:10	こちらの引き波時、納車成果のスイカまで注意が可能下がる可能性につきましては、先行する女川1号炉3の廃止措置の申請の中で、比較で同様の
0:57:24	内容のご説明というのをしていると認識している状況です。
0:57:32	はい。規制庁藤原です一応女川のまとめ資料とか見たら一応許可のまとめ資料ですよ。なんか工費、要はあちは1号に対する
0:57:42	引き波に対する評価というのはやっていてそれ別に何か結ぼう事とか、
0:57:48	それに対しても、泊としてもそれ別に示すことって可能、要は、基準適合という観点とは、
0:57:58	違って今私は自主的な話で1課こないだの審査会合あったじゃないですか3号炉の泊の時には12号の上昇側の水位に対して海水ポンプが機能喪失するけど、
0:58:10	ああいうような絵になったじゃないですか。それに対して事業者は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:15	自主的にする貫通部止水処置やとか、いろいろ対策をやって、水は入らないように一応やりますただへの基準適合ちょっと水が出るようなやることになる。だから、
0:58:27	自主的な取り組みが何がしかあるってのが、
0:58:29	まず言ってたんですね。それが下降側でも示せないんですかっての私言ってることで、その一つの例としてさっき今貯水堰は別にS s機能維持しろとか、いけないですよ今。
0:58:40	そういうものが自主的にある。
0:58:42	で、J A S 仮に来た時にはこんだけの貯水量はある。それは何か女川のまとめ資料と同じような感じで整理っていうのは、
0:58:49	できなかったのかなというちょっと今聞いているだけなんすけど、この点どうですかね。
0:58:55	電力の高橋です。今貯留堰を設置してるっていうところを、がございまして、従来の評価っていうものはあるんですけども、
0:59:08	ここの12号のポイントとして今、水位を基準津波とかで設定ポイントをとというふうにしてないところもあって、
0:59:20	規制になるわけですけど、書き方次第なんだと思います。
0:59:23	例えば、
0:59:25	ここで、
0:59:26	この
0:59:28	流路縮小小に関しては、貯留機能は求めない、それはなぜならば、
0:59:35	12号機に他の申請時、
0:59:38	申請時の
0:59:41	施設である、貯留。
0:59:44	貯留堰があるから、その貯留堰、
0:59:48	に貯留機能を持たせ、
0:59:51	設計として考えていてここでは、あくまでもそういう所を、
0:59:57	永久構造物ではない。
0:59:59	流路縮小工には総貯留機能は期待しないということですよ。
1:00:05	それをはっきり書けばいいんじゃないですか。だから、
1:00:08	中途半端に生煮えで書いてるから、わからないんで、
1:00:11	その辺をよく考えていただいて、書き方をしたいと。
1:00:15	わかりました。北海道電力の高橋です。上昇側でも自主的な話を加えて書いてございますので、下降側の方についても、今現在、貯留堰設置でございまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:27	基準適合というよりもそういったものの実用量を阻害させないために、あえて低い位置に、この取水、
1:00:38	河野だけを持ってきてますんで、そういった内容をもう少し反映して、記載した方がいいかなというふうに理解しました。ありがとうございます。
1:01:50	規制庁目線でさっきの安全機能の話なんだけど、ちょっと私、追加で言っておくと、
1:01:57	防潮ゲートは確かにクラスはになりましたと、動的機器だから、
1:02:03	だけど津波防護設備っていうのはじゃあ何なんですかっていう議論を別にするつもりはないですけど、津波防護設備が機能しなければ、敷地全体に影響を及ぼす可能性があるかと、甚大ですと。
1:02:17	であれば当然信頼性を持ったものではないと、いう話になれば、あれは安全動的があるからそれクラスワンスルー後にしないって話になったんだけど、津波防護設備が非常に重要なものであると。
1:02:30	いう前提に立てばこのクラス外であるという記載はできないと思う。
1:02:34	はっきり言えばね。
1:02:36	うん。
1:02:37	そこを踏まえて、安易にクラス3とかクラス外っていうのは使わないでいただきたいなど。
1:02:42	私が言ってるわかります。
1:02:44	当然、
1:02:46	この
1:02:47	報知逆流防止設備とか流路縮小工が、
1:02:51	適切に機能しなければ、3号機に重大な影響を与えることは間違いないわけですよ。そういう考え方をすれば、高浜のときに議論していたクラスワン相当にするしないの話っていうのは或いは防潮ゲートが動的がついてるので、
1:03:08	通常ちゃんと機能しなければ、敷地全体がドライサイトが維持できなくなる前提になりますよ。
1:03:15	これはたまたま静的しかないんですけど、それでもこれがなければ、ドライサイトが維持できないのであればこれは非常に重要な設備ですよと。
1:03:24	なので、12号から見たらクラス外とかがって書かれちゃうと、すごく軽く見られます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:30	なので、こういう表現ってのはよく注意してくださいよと。だから、今言ったように、動的なところはないかもしれないですけど津波防護対象設備として、耐震クラスをSクラス。
1:03:42	ていう整理になるんだと思うんですよ。だからここちょっと安易にいろんなものを書きすぎると、逆に問題になるので、その辺はよく注意してください。いいですかね。
1:03:53	はい。北海道電力の高橋です。津波防護施設として、今まで過去の審査実績を踏まえても、明確に指定してるっていうことではないっていうのは理解しましたので、
1:04:07	適切な書き方にしたいと思います。
1:05:04	そしたら、ちょっとさっきの話にちょっと戻っちゃうんですけど、資料1-2の17ページの津波来襲時の影響の一つ目のポチ、高率文章のちょっと書いてくださいねこれちょっと言ってる意味がよくわかんないんで、
1:05:18	いや、薄井低下に対して、いや、みんな何だっけな。藤石塚の水位を下回ったら、
1:05:25	運転は影響度考えても何かあるようにしか思えなくて、これ、何でないのかが、
1:05:31	さっぱりわからん。いや津波来襲時じゃなかったらわかりますよ。
1:05:35	津波来襲時だったら、
1:05:37	そうでしょうね。
1:05:40	では先ほど江崎さんからもご指摘いただいたところ、
1:05:45	なので、貯留堰の話、自主的設備ではあるものの、それに影響を与えないように、
1:05:52	やるっていうようなことを記載しようかなというふうに今考えてございました。
1:07:24	はい、じゃあ規制庁じゃ先進みまして資料1-2の16ページ。
1:07:28	のところの二つ目の行のC3号炉の浸水防止機能のところの二つ目のポチの上限値を、これ許可の段階で説明するってなってる、
1:07:41	下限値も同様の書いてあるんですけど、ちょっと、
1:07:45	設工認で説明するのが許可で説明するのが具体的な数字をですわそれがよくわからなかったんですね。例えばまとめ資料ちょっと飛んでいただいってもらって例えば、
1:07:57	資料1-3かな、別添1-添付31。
1:08:03	19ページ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:07	別添 1、添付 31 の 19 ページ、ここで何か海溝系についてということで許可段階のまとめ資料として、上限値なんぞちゅうのがこの 3 パラ目ですか。
1:08:18	設計確認値、上限値について、
1:08:22	上限値はここで何か決まるんだと思ったら、この書きぶりって何か決まってないんですね。要は仮に何としたときには、こうですか李那須氏がこうです。
1:08:34	あとどこで何か余裕がありますとか、従ってか、この 4 パラ目でいい。
1:08:39	じゃ、上限値で何なのって、私これ見て思っちゃったんですね、多分この女川のまとめ資料多分そのまま。
1:08:46	かなとは思っているんですけどただ、ちょっともうちょっと、これって、
1:08:49	そもそも論として許可で、
1:08:51	上限値まで出すつもりなのかとかもよくわからず、
1:08:55	これって、ちょっとごめんね北海道電力としてどう考えてるんでしょう、許可で頭で出そうとしたらそれを設工認で出そうとしてるのか。
1:09:03	今許可で方針だけ言おうとしてるのか。
1:09:06	許可では何か何となく評価やったらこんな感じでしたって言いたいたいだけなのか。
1:09:11	これどうなのでしょう、ご説明ください。
1:10:16	北海道電力の高橋です。今入力津波とまだ確定していない段階で、いろいろ試解析をしている中では、自分たちである程度上限値、確認してまずけれども、
1:10:30	今後入力津波と決まればですね、許可として、一定程度の確度を持った確定値という形で書きたいと思いますので、
1:10:40	そういった意味では
1:10:42	今回は込みたいな形で記載を修正させていただきたいかなと。
1:10:56	はい、規制庁おっしゃいますそしたら次に進みまして資料 1-2 の戻ってですね、
1:11:03	19 ページ開いてもらって、19 ページだと。
1:11:08	逆流防止設備ってのが一、この一番右にあるじゃないですか、逆流防止設備って、押し波のときは当然、そっから津波はもう行かないわけだから、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:20	何だろう、この3号炉の浸水防止機能のところでは上限値設定の、何かやる意味って何か、これ記載だけかもしんですけど、そもそも助言つっていらんんじゃないですか。
1:11:32	いるんですかね、これ。
1:11:36	下限値はおっきい、わかりますけど。
1:11:40	要は放水機能必要のためにフラップゲートの大きさである開口を決めるこれは必要だと思うんですよ。でも、上限値って別にフラップゲート大きかろうがちっちゃい頃が、
1:11:52	もう本当記載だけですけどね。
1:12:00	北海道電力の植原です。逆流防止設備側につきましては、今、
1:12:07	コメントいただきました通り、下限値の設定のみになろうかと思いますのでこちらについては修正させていただきます。
1:12:16	はい規制庁じゃちょっともう1回資料ちょっと見ていただきたいのは、今、流路縮小工というのはちょっと特殊な施設だから、それは女川と合わせて要は女川のまとめ資料
1:12:26	要は、今トレースしたとは理解しますが、逆流防止設備はちょっとやっぱ当然違うんで、それなりにちょっと内容はもう1回精査していただきたいと思えます。
1:12:34	はい。とりあえず21ページまでの質疑は私の方は以上ですけど。
1:12:41	規制庁宮ですちょっとほんで99本でってしまう繰り返しになりますけど。
1:12:46	3ページのね、
1:12:49	金①がないから余計なんだけど、3ページで、
1:12:55	説明することの後に、
1:12:57	女川2号の場合こういった形で、合わせて廃止措置の審査でも併せて確認してるって言葉があると思うんですよ。
1:13:04	これに対する別に説明を求めるつもりはないんですけど、
1:13:09	せっかくこれを書いてるって意図をよく理解して欲しいんですけど、じゃあ泊はどうするんですかって言ったら、先ほど言ったように、
1:13:16	泊の12号の設置変更許可の際に、何々を説明するっていうのをしっかり書いていただかないと、
1:13:24	これ何のためにこの指摘事項を書いているかっていうのを認識してもらいたいんですよ。
1:13:29	いいですかねそこは。
1:13:37	ハード電力の植原です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:39	ご指摘承知いたしました今、当方の認識としては今、この場1号の廃止措置段階の審査実績で、2号炉をの新規制の審査に加えて、
1:13:57	修正評価、素直な評価といったところが、技術的な内容を審査されているところを確認しており、そちらについて泊3号炉の審査の中でもご説明すると。
1:14:07	Head解釈で考えてございましたが、泊12号炉の設置変更許可の段階で、どういった内容をご説明するかといったところも含めて、
1:14:20	資料をの方に追加したいと思います。はい。多分ちょっと丸一とダブってしまうかもしれないですけどそこはちょっと丁寧に書いていただきたいんですけど、それとあとすいません、殊、
1:14:52	3号の主、審査でここまで説明します。12号の審査で何を説明しますか、そこを整理してください。そういうことです。
1:15:13	あと、ちょっと14ページいましてこれちょっと細かい話なので、私の方から確認、
1:15:20	ここの、必要な12号西へ悪影響がないために必要な取水っていうのは1900立米ということで、
1:15:27	これぐらいの必要性がありますよってこう書かれているんですけど、これに必要なパイパイっていう要は、直径っていうのは幾つっていうのは、多分後0.743とか数字あったんですけど、
1:15:38	そこの繋がりがどうせ整理されてるもってこいついてましたっけ。
1:16:13	そう。ちょっと私が知りたいのは、
1:16:16	1900立米ですと、
1:16:19	なので、
1:16:20	必要な運営、
1:16:23	流量縮小工の形は幾つなんですか。
1:16:27	幾つに、例えば0.70点、例えば62だったとして、
1:16:33	余裕を見て0.743に設定しているのか。
1:16:37	それとも1900立米をを踏まえると、ぴったり0.743です。余裕は一切ありませんと。
1:16:46	そうすると、じゃあ女川と比べたときに、余裕を一切持てない設計って本当にいいんですかと。
1:16:54	その辺がちょっとなくてですね、これは何に繋がるかという、
1:16:59	0.743、
1:17:01	もう、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:02	維持できなくなるような入力津波が出た場合は、この設計ってやめるんですか。
1:17:10	要は逆流防止設備をつけれないので、
1:17:13	そうすると最低限必要なのが0.743πなんだけど、
1:17:18	ええと、
1:17:20	入力津波の影響によって、もっと抑えなきゃいけないんだけど、
1:17:25	けども、0.743が最低ラインなので、
1:17:28	それが、
1:17:30	駄目になる可能性があるのかわからないのかってというのがちょっとわからないなど。
1:17:35	なのでこの0.743と1900立米の関係をちょっと教えてください。
1:17:43	大道電力の植原です。この数、1900立米に対して必要な口径というのが今、
1:17:53	今口径としては
1:17:56	Φ0.74、
1:17:59	通算してございますけれども、そこがぎりぎりといったわけではなく、開口経営に対しても当然、これまでの
1:18:14	パラスタト実施した上で、
1:18:17	検討しているという状況になります。で、今上限値下限値の話でございまして、そちらの値というのをお示しできている状況ではないんですけれども、
1:18:29	こちらに対して、余裕としては持っているといった状況になってございます。
1:18:37	相田電力の上田です。ですね最小開口系の話なんですけども、まとめ資料の
1:18:47	五条、別添1添付31の20ページ。
1:18:53	をご覧くださいなんですけども、
1:18:56	そちらでですね設計確認値の下限値ということで、最小口径に関して、設定値を、海水ポンプの最低取水可能水位、
1:19:08	最低値として、その海溝系を計算して、今、海溝系が0.430と、
1:19:19	確認できておりますので、それに比べまして、今現状設定している0.743メートルっていうのが、余裕ありますよっていうことを、まとめ資料の方では記載させていただいております。
1:19:34	規制庁ちゃうこれ私非常にちょっと記載ぶりが非常に何かあんまりよくないと思って

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:41	主語がすか現地についてって書いてあったら下限値は幾らですって書くのが当然ですよ。私、だからこの0.43として評価してみたら、
1:19:52	仮定ですよ。この結果になった。だから、
1:19:55	下限値は0.43にするっていうことやったら、私はずっと来ますけど、
1:20:00	一切書いてないですよ。
1:20:02	うん。私が言いたいのは嘘ですけどいいですか。
1:20:08	北海道電力の植田です。記載の書き方で誤解を生むような記載になっておりましたので、下限値としてトス計算した結果、開口部が0.430であるということがわかるように記載を修正したいと思います。
1:20:28	0.430が下限値で、
1:20:31	0.743はどうやって出したんですか。
1:20:43	北海道電力の植田です。今現状設定してます、0.743メーターに関しましては、津波の試解析の結果と、あと、甲斐四郎も踏まえてですね取水ピットスクリーン室の、
1:20:57	上端開口部に、
1:21:01	津波が行かないような形として、暫定的に設定している形になってございます。
1:21:10	藤宮本ですこっちの資料1-1の
1:21:15	11ページなのは、
1:21:19	11ページ、12ページの見やすいのかな。
1:21:24	12ページで、今、
1:21:28	言われている、まず、
1:21:30	目標としている。
1:21:33	バウンダリーというか、T P Pの、
1:21:36	津波で津波時のT P -1ってのはどこなんでしたっけ。
1:21:56	どこまで言ってんですけど
1:21:59	だから、入力は決まってないからわかってるけど、要は、
1:22:04	ベルマウスの下に、
1:22:14	北海道電力の植原です津波上昇時に対する津波防護ラインとしては敷地高さのT P 10メートルと考えてございます。
1:23:29	規制庁じゃちょっと横入って申し訳ないですけど私このまとめ資料を見る時は、今の現在の審査の状況をここで見るのではなく、最終的な指針、何だっけ基準津波も決まって入力作業決まって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:44	じゃあ、まとめ資料どう書くんですかっていう文章を私はここでいつも見ようとしてるんですね。だから、上限値はこういうふうに設定します。
1:23:53	で、じゃあこの仮にけ、0.743で計算しましたという結果、今多分現時点での説明ではいいかもしれないけど、多分最終的な基準適合の判断の際には、蛇足ですよ。
1:24:04	別にこれ何か判断するわけじゃないかな。その辺がちょっと今、要は、今の現時点の間、状況と、要は、
1:24:12	ほぼ最終的にやることのちょっと区別がすごいつきづらいので、そこはまずまとめ資料として明確にしてください。上限値はこういうふうに設定する。
1:24:22	じゃあ、0.七三は多分なお書きぐらいですよ。イメージは。
1:24:28	当然うん。何となくですけど、言ってる意味わかりますよね。はい。
1:24:41	北海道電力の植原です。まとめ資料の記載については、最終的な仕上げ入力津波高さとかも決まった。
1:24:51	最終的な仕上がりを想定した記載にするといったところと、あと、今、推定もちょっと記載しているところはございますが、ここについては変わり得る。
1:25:02	ものですので、そういったところはちょっと今だと、わからない状況になっているのかなと思いますので、今後、修正等を行いたいと思います。
1:26:13	田宮ですけどその辺が書かれてないと。
1:26:17	この14ページはちょっと
1:26:20	意味がないというか、その辺はしっかり書いて、14ページか別としてもこのパワーポイントに最低限必要な機能とは、その101900立米で、
1:26:31	形としては0.43、
1:26:34	上限については、先ほど藤原言ったように、TPP10名ていかないようなところで、決めると。
1:26:42	断定としては暫定値としては練馬2.743なのかな。
1:26:46	でやりますと、
1:26:48	これは
1:26:50	正直を言うと今、今の段階でいうと宇和見通しがあるということはいや要は私は430より小さくなることはないってことでいいですよ。
1:27:00	し小さくしなきゃいけないよっていうだけなんです。津波として、それはそれはもうあんまり今現状、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:09	大丈夫なんですよっていうわけなんだけどさっき言ったように、
1:27:12	ここがロジックが崩壊しちゃうと、そもそもこの
1:27:16	流路縮小工の議論はやる意味がないので、
1:27:20	それを今事業者としてはもう見通しを持ってらっしゃるってそういうことですよ ね。
1:27:28	北海道電力の植原ですご認識の通りです。現段階で、こちらとして見通 しはあると考えてございます。
1:27:37	はい。
1:27:38	あとですね、ハウスイ側がまたこれなくてですね。
1:27:44	水側の、
1:27:48	口銭要求される。
1:27:51	経緯が確か 0.77、0.
1:27:54	どっかに書いてあって、0.
1:27:56	75 かなここで、
1:27:59	違うか、0.75 じゃなかったんで集水面積 0.75 か何かしましょうね。
1:28:06	こっちがですね
1:28:10	資料 1-1 の 13 ページだと。
1:28:12	通水面積が、
1:28:14	設置後 0.75 になってですねこれね。
1:28:17	これを指してるかちょっと私わかんないんだけど、
1:28:20	補機冷の、
1:28:21	排水に必要な経費が 0.75 なんだと思うんですよ。
1:28:25	で、これに対してさっき言ったように、
1:28:28	入りが入るのと出るのが一緒だと 0.430 なのかちょっとよくわかんない んだけど、
1:28:35	ここの 7 号の考え方も、
1:28:39	どうなってるんですかっていうと、
1:28:49	お待ちください。
1:29:55	北海道電力の植原です。添付資料 32 の参考 1 をご覧ください。
1:30:03	ページ 20。
1:30:06	23 ページですか。
1:30:30	よろしいですか。
1:30:33	添付資料 32 の参考 1 で、逆流防止設備、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:38	逆流防止設備設置に伴い上昇する水位ということで評価してございます。図1に示す通り、今1メートル掛け1メートルへの開口を設けておりますけれども、
1:30:51	通水や
1:30:53	それ面積について確認したところ、7割5分、0.75メートルあたりとなっております。十分余裕があるといった状況になってございます。
1:31:07	また取水と比較しても、大きい外構を確保してございますので、通水量としては
1:31:16	問題ないかなと判断しているところでございます。
1:32:51	はい電力の植原です。今
1:32:55	逆流防止設備の下限G側になりますけれども、
1:33:02	まず考え方としては、これ資料、
1:33:07	もう1の、
1:33:09	2、資料1-1の、13ページになります。
1:33:14	パワポ資料ですね。
1:33:15	こちらで、原子炉補機冷却海水放水量の下端レベル、
1:33:22	が敷地となります。
1:33:26	逆流防止設備の介護度を小さくしていくと放水ピット側の水位上昇しまして、この下端レベルまでくると、の影響が出てくると。
1:33:36	いうところですがけれども、それに対しては今十分余裕があるという状況です。ただ現状どこまで開口を小さくすると、ここまで達するか。
1:33:47	みたいなどころの定量的な値というのはお示しできてございませんので、今後ちょっとそちらについても考えたいと。
1:33:56	ます。
1:35:14	そこが示されてないと、公認エネ引き継ぎとかもできないんですよ。
1:35:20	根拠もなく、
1:35:23	後任に持っていったところで、要は金設計根拠書、何で説明しようとしてるかもわからない状態のものを、
1:35:34	高い数字じゃなくて考え方をしっかり進めてもらわなきゃいけないかなと思いますのでよろしく申し上げます。
1:35:43	井戸電力の植原です。承知いたしました。後任への引き継ぎも想定して、
1:35:52	考え方について明確になるように、整理いたします。
1:35:57	三輪ですけど、ちなみにですけど、
1:36:00	これ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:03	女川と比較したときに翁長書いてありましたよね。
1:36:07	まとめ資料とかに、この辺は全部、
1:36:10	数値の形とかね。
1:36:12	必要な形から上限掛け全部書いてありましたよね。
1:36:17	なんでそれが書けてないのかなって、比較して確認するようになっていう話で指摘事項をやっていてある程度前半はされてたんだけど、
1:36:27	肝心なそういう細かいところが、
1:36:30	確認されてないのかな。
1:36:32	やっぱ確認しててもここに反映されてないのかなっていう気がするの で、
1:36:36	その辺はよく確認してください。いいですかね。
1:36:45	北海道電力の植原です。
1:36:49	先行の女川サイトの審査実績確認、当然しているところがございますけれども、足りてないところもあったのかなと。またによる津波と決まってないところ、あと設計進捗といったところも、
1:37:03	ございますが、今後、そういったところをしっかりと整理していきたいと思 います。
1:37:13	はい。じゃあ、%資料1-2のパワポの21位までの間で何かほか、ござ いますか。
1:37:26	規制庁の天野です。
1:37:29	①②が、ちょっと今日ないので、③以降は、ちょっと少し確認がありま したけど、改めて確認を整理していただくと。
1:37:39	ということでちょっと1点だけ。
1:37:42	殊、資料1-2の
1:37:47	14ページのこの1900のこの前提となるちょっと12号の状態をちょっと 確認したいんですけど。
1:37:56	これは、
1:37:59	例えば資料1-1の方の、
1:38:02	10ページに、
1:38:06	この
1:38:08	一つ目の丸ですか、プラント停止状態において、
1:38:14	使用済み燃料ピットの冷却機能の維持等が必要であるっていうのがあっ て、
1:38:20	外部電源喪失時にわっと書いてあってこの表にですね。
1:38:23	この闘病とで頭がついてるんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:27	この辺りあれですかね、確か女川、
1:38:33	資料1-2の5ページにもナンバー5で比較してるんですけどちょっと
1:38:40	菟道っていうのが何を指してるのかとか、通常時っていうのは、どういう状態なのかっていうのを説明していただけますか。
1:39:18	少々お待ちください。
1:39:35	北海道電力の植原です。
1:39:38	あと資料1-1の10ページの
1:39:43	原子炉補機冷却海水ポンプの用途に記載している等につきましては、空調の冷却機能の冷却を意図して記載しているものでございます。
1:39:59	規制庁の天田です。
1:40:02	今、
1:40:03	ちょっと下書き下しをしていただいて、空調冷却器って話ありましたけど
1:40:09	衛藤。
1:40:10	それ以外ないんであれば書き下してくださいというのと、
1:40:14	あとこれあれですか、原子炉補機冷却海水ポンプ、
1:40:19	ですけど、
1:40:21	それ以外はないんですか通常時っていう、例えば
1:40:28	資料1-2の方の、
1:40:32	4ページの
1:40:37	工事計画認可のところの、
1:40:41	二つ目のチェックですか、その2行目に通常時及び外部電源喪失時におけるとありますけどこの
1:40:47	通常時って言うのは、
1:40:49	どういう状態なんでしょうか。
1:41:03	北海道電力の上原です。4ページ、工事計画認可のところに記載している通常時と外部電源喪失時の通常時ですけども、こちらについては、
1:41:16	プラント停止状態前提ですけども、外部電源喪失時以外を意図してございます。
1:41:26	あ、すみません規制庁の天田ですけど、ちょっとが、外部電源喪失時以外っていうプラント状態が全然わからなくてですね。
1:41:37	なので、ちょっとここは
1:41:41	前提となる機能。
1:41:45	が何でで、最終的にその家、家を決めるにあたっての前提として、どういうプラント状態で何が、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:53	認められて、その結果流量が何でっていうところは、ちょっともう網羅的にわかるようにしていただきたいっていうのが趣旨になりますけれども、
1:42:02	いかがでしょうか。
1:42:09	北海道電力の高橋ですけれども、今回選考を翁長さんに合わせたような形で整理、それから島根さんとかも似たような記載をしてるんで、
1:42:21	それに合わせて書いてますけれども、女川さんの場合は通常時と外電喪失時でちょっと濃度が量が違ったんですけれども、島根さんとか、うちにつきましては、
1:42:33	外電が喪失した時も通常運転時も全く同じ流量、
1:42:40	となってます。さらに、海水ポンプが供給するものっていうのは、原子炉補機
1:42:48	原子炉補機冷却水系等を、に海水供給するのと、非常用ディーゼル発電機と空調用冷凍機、この三つに海水供給、
1:43:00	してます。そのうち、原子炉補機冷却水は停止中前提なので、SFPだけ。
1:43:07	ということをここで記載をしてございますので、どの運転モードをであっても、
1:43:14	12号機が停止前提ということであれば、この1900っていうのは変わらないという、そういう御説明。
1:43:23	になってます。
1:43:26	規制庁の浜です。ちょっと整理して示していただければいいんですけど、例えば資料1-2の、
1:43:33	5ページの、さっき言ったNo.5なんですけど、
1:43:37	また、多分まず、廃止措置プラントと、
1:43:43	12号申請中プラントではちょっと、
1:43:46	違うのかなと思うんですけど、女川1号炉だと、補機冷補機海水系に加えてRHRとか、非常用補機海水冷却解析とかっていうのは、
1:43:59	ありますねと、この値がこの辺の値がいいとかですね。
1:44:04	ええ。
1:44:32	はい。
1:44:34	網羅的にちょっと整理をして示していただければという趣旨です。
1:44:55	井戸電力の植原です。5ページのナンバー5の泊12号炉と女川1号炉の値がいいですけれども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:05	こちらは名護ですとページ、はい。外電喪失時に起動をする解析が違うといった意味で、
1:45:16	泊の場合にはどちらの状態においても、SRPだけということで、そういった違いかなと考えてございますが、その辺りを整理するといったコメントと理解いたしました。
1:45:34	はい。規制庁の天田ですよろしく申し上げます。以上です。
1:45:41	21 ページの間まででよろしければ、次、22 ページから、
1:45:46	ちょっと 29 ページまで中間区切りますか。はい、じゃあちょっと私の方から、
1:45:52	もう言っちゃいますか。はい、わかりましたじゃいきます。
1:45:55	22 ページで
1:46:00	関連し、すそそうですね。
1:46:11	とした 22 ページのですね指摘事項のがちょっとここで書いてあるんですけどちょっと私はず、ちょっと廃棄の指摘事項に対する回答というのは、
1:46:22	ちゃんと見て返していただきたいというのがありますで、この指摘事項の内容については主語はフラップゲートについてってなってますよね。
1:46:33	主語について、
1:46:34	このゲートにじゃあ貝が付着したらどうなるんですかとか、
1:46:38	今いろいろやって、
1:46:40	フラップゲートが津波時に、確実に動作することでここで言ってるのは、例えばフラップゲートのパカパカ開くゲートの水密のところのところに、
1:46:51	通常あるて放水だから開いてるわけですねそこに貝が付着して、仮に津波が押し寄せてきたときに、その会が当然均等に、
1:47:01	普通に付着してるわけじゃなくてまばらに付着したとか隙間があってそこから水が、
1:47:06	戸谷内川に入ってこないですか。
1:47:08	ということも一応含まれてます。今回の回答というのは、今実際にそういうふうな値になってなくてですね、これは、
1:47:18	何が言いたいのかっていうと多分牟田でした。次、事業者がですね、
1:47:24	事業所がこの非該当の一つ目の矢羽根かな。
1:47:27	付着による影響は何か実践値に比べて、甲斐工場 1 掛け 1 だから影響がないこれ多分ハウスイの観点かな。
1:47:37	うん。さっきの津波の話はどうなんですかっていうのがな。ないし、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:43	どうなんでしょうねこの辺で、どうでしょう。今私が出し、どもが出した指摘の回答というのは、今まず回答されてないというところが理解いただけますかね。
1:48:22	北海道電力の高橋です。
1:48:24	今回フラップゲート等について、会議の付着の影響というところで、まずは23ページでございますけれども、実際
1:48:38	この10年、海水ポンプだけ運転した状態の、放水炉ですけれどもガイドがついていないっていうのも、確認できましたんで、
1:48:50	解が付着した状態っていうことはまずは、可能性はないでしょうと、さらに点検等を実施してございますので、そういった中で、
1:49:04	清掃等を実施してます。そういう定期的に抜粋してそういった点検もしてるっていうことをもって、最後黒丸の二つ目ですけれども、
1:49:17	本まとめになってございますけれども、最後に津波時においても、逆流防止設備は健全な状態が維持されているというふうに、整理をさせていただいたという、
1:49:31	ことなんですけれども、規制庁事業者のロジックとしては、まずそもそも論として、23ページのこの図を見たら、海岸って付着するはずがない。
1:49:44	だから、
1:49:47	大丈夫ですしかも点検しますっておっしゃられてるっていうそういう説明ですか。
1:49:52	んとなると、皆さんちょっと23ページなんか、開会がついてる気がするけどこれこれは何ですかね。
1:50:00	23ページのこの、
1:50:01	水路のところに、
1:50:03	はい。北海道電力の高橋ですけれども、12号キーが運転してる時の循環水ポンプが運転してる時の水位っていうところが、
1:50:14	ちょうどこの
1:50:17	江川
1:50:20	ところで線を入れてます、矢印様。
1:50:25	循環水ポンプ運転時水っていうところで書いてますけれども、
1:50:30	実際これ循環水ポンプを停止してるともうかなり低い位置になってますんで、ちょっと甲斐のように、ブツブツこうありますけれども、
1:50:41	これは循環水ポンプが運転していた時についてたも違いになってるようなものでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:49	実際今回点検してみると、まずほぼ下の方なんですけれども、
1:50:54	回答をが多数いるっていうような、ハウスイ側は状況ではないということを確認してると。
1:51:05	ちょっとこの写真の説明が、
1:51:08	なかったかもしれませんが。はい。規制庁藤原です。はい。写真の説明が足りないですね。
1:51:14	ちょっと本来の循環水ポンプ運転時水って矢印あるけどそこから上も何か、海外栄養士外とは言え何らか付着してるんだったら、要は高さってどれくらいなんですとか、
1:51:26	実態がどうあって今回のフラップゲートの開口の方は、これよりも高くしますだとか、いうのがあるのかそれとも、そもそも循環水ポンプ側の水流は、
1:51:38	激しいからこんなところまで行っている一方で補機冷だったら、そんな一水は見られないとか、言いたいのかっていうのも何かよくわからずマースそういう説明できるかどうかもわかんないんですけど。
1:51:48	ただ少なくともそこら辺って何か全然、
1:51:51	いや、この写真だけ見て変えつきませんって言われてもちょっと私、非常にちょっとわからないんですね。
1:51:57	いっていうことわかりますかね。
1:52:13	北海道電力の村島でございます今ご指摘いただいた件承知いたしました。まず23ページの写真で何を言いたいのかですね、循環水ポンプが起動している。
1:52:25	最中での水位っていうのは今矢印一本ぐらいしか示してないですけども、お話ありました通り、上の方ってちょっと暴れ勝手になってると思ってますので、
1:52:37	起振全体として準上に位置してるところが循環水の運転時の推移。
1:52:45	今回、フラップゲートを設置する時に状態を維持するのは現状の写真の通りの起振、これが基本維持されると思ってしまして、
1:52:55	この起振の中ではですね、会議なんて付着はほとんどないですと、なので現行において貝が育つ環境にはないですよっていうことをまず、ご説明させていただこうかなと。
1:53:07	思います。
1:53:08	その状態で、流路縮小工の方にもありましたけども、あの形を閉じることによって当然流速も上がってきますので、フラップゲート本体に関しても、流速が上昇するので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:21	貝の付着はより一層ないでしょうということの、ご説明が必要かなと思いましたのでここは
1:53:27	追加させていただきたいと思います。以上です。
1:53:31	はい。衛藤規制庁です。ちょっとロジックがちょっときちっと整理してくださいね。そもそもフラップゲートが機能喪失するような状況っていうのは、
1:53:42	こういう状況ですよ例えば、鋼板があってそこにゲートを設置した時に、水密部がここにあるこの水密部が、甲斐が付着したら、ちょっと水密性、そこまで必要なかどうかおいといて一応、
1:53:55	住み着いやあるっていうんだったらそこに、その高さがまずあるわけですよその高さに対してじゅ、通常の水位が23ページの中で、こういうふうな水位に対して、海溝型はここだから大丈夫です。
1:54:11	とかですね、今、側面にこの写真上ちょっと会がたくさん見えてるようなものについては、これは従前の会だから、今後、仮に12号の
1:54:21	逆流防止設備を10年ぐらい仮に置いたとしても、要は、特に海岸で付着するはずありませんよねとか、そういうことをきちっと説明できるようなちょっとロジックをちょっと、ちょっとごめんなさい。
1:54:32	22ページだけだと全然ちょっとごめんなさい、私、さっぱり理解できなかったの、その辺はちょっとロジックをお願いできますか。
1:54:43	北海道電力村島です。ご指摘承知いたしました。説明ロジック明確にしてですね、設置以降に対して、甲斐が育たない付着しない、この状態が維持されると。
1:54:55	というのが端的にわかるように、説明を補強したいと思います。以上です。
1:55:01	はい。藤です。
1:55:03	22ページのちょっと引き継ぎの話ですけど、この会付着後10センチっていうのを、
1:55:09	に比べて十分大きいと。うんそうですかっていうとこですけどちょっとごめんなさい。ちょっと細かい話で、この10センチでなんかいきなり唐突に出てくるんですけどこれって、
1:55:19	いやまとめ資料なんかあんまり見て、
1:55:23	何年間放置したらこんだけの値になるのかとか、そういうのがあんまりよくわかんなくて、別これ今、細かい話ですけど、こうやって、
1:55:31	どうなんでしょうね。
1:55:32	どれくらいぐらい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:34	の期間で10センチになったんですか。
1:55:48	本当に少々お待ちください。
1:55:53	規制庁じゃすま次回でも結構ですまとめ資料なりで、何かこういうような条件ですとか、
1:56:00	というのがちょっと今説明いただければと思いますよろしいですか。
1:56:08	北海道電力の高橋です。まとめ資料の方に記載したいと思いますけれども、
1:56:13	これ、実際に甲斐が成長するとかそういうことではない。
2:00:20	はい、規制庁じゃ続けていきますけど、25ページをちょっと開いてください。
2:00:27	25ページのところの指摘事項をちゃんと回答してますかっていうことに関するとはい、確認ですけども、
2:00:37	指摘事項の中でラントだって三行ほどあって、最後の方とですかね、この機能喪失要因を網羅し説明することっていうふうに、一応ちょっと網羅ってという言葉をつけています。
2:00:48	で機能喪失への確かに25だとか、その次の20、どっかのページなんか書いてあったんですけど、
2:00:57	いや、こういう状況があるっていうのはもう、なんかポツポツと書いてあるんですけどそもそも本当に網羅できてるんですかっていうところがちょっとよくわからなかったんです。あんまり多分ないかもしれないですけど一応、
2:01:07	今フラップゲート、これなんだ、流路縮小後とかフラップゲートの特徴とかを踏まえてこういうのが要は機能喪失要因ですとか、そういうのがあった上でそれらについてこれこれこれみたいなそういうのがあると。
2:01:20	よりいいのかなと思います例えば逆流防止設備だと、要は何かかみ込んだときに、
2:01:25	津波時に機能喪失するだとかいう、まず全体のまず、
2:01:31	ちゃんと事業者として網羅しました、網羅した状況について以下こういうふうにします。
2:01:36	じゃないとちょっと、この咳き込んに対する回答にはならないのかなと。
2:01:41	伝わりますかね。
2:02:02	北海道電力の植原です。25ページの復籍事項の最後に記載してる機能喪失要因を網羅していったところに対して、事業者として、網羅的に確認したことが

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:15	わかるような考え方について記載したいと思います。それにあたっては、流路縮小工、逆流防止設備の特徴も踏まえて、考えた内容について整理したいと思います。
2:02:36	規制庁の江崎です。
2:02:38	一つは25ページで、
2:02:41	一つ
2:02:43	問いかげの中で漂流物っていう話があって、いわゆる、
2:02:48	ある程度寸法のものしか入って来きませんよっていう、放水側側でしょうけどね。
2:02:54	いう話。
2:02:55	それから取水口かという話になっていますんで放水港側の方も含めて、
2:03:02	大量の小さな漂流物が、
2:03:07	シュクシヨクとかそうしたものを前に堆積した場合、
2:03:13	どういう対処をしますかっていう話を考えていただきたいなと思っていてそれは、藤西田って、他のところでもやってることであらゆる
2:03:23	それは、
2:03:24	漂流物、大体通常ござい津波漂流物って、
2:03:30	基本的に津波時だけに導入してくるわけじゃなくて、取水口側としたとしたならばそれが基本的には長期間たつて、
2:03:39	くるっていう流れついてくるっていうことが、
2:03:42	あるわけで、小中中野氏を見てみてもかなり、
2:03:46	細かいね、木材やいろんな種から今回含めていろんなものが大量に集まってくる。
2:03:52	ていう。
2:03:53	経緯があります。実績があります。そういう実績という事例がですね、そういったときにはどうしてますかっていうと基本的にはそれに対して、
2:04:03	撤去するという、
2:04:05	監視して撤去するって話もあるわけで、
2:04:08	それをどこで監視すれば、監視して撤去すればいいのかということを考え、した上でですね。
2:04:17	泊としての方針は、ある程度説明していただきたいなと思いますがいかがですか。
2:04:35	北海道電力の植田です。取水と放水で場合は違うかなと思っていて、取水の方に関しましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:46	小さな漂流物等がばかりに、
2:04:49	かつ、
2:04:51	いる間に、
2:04:52	て、ある程度閉塞ぎみになった場合には、異常の検知の方でもご説明させていただきますんですけども、
2:05:00	取水ピットスクリーン室側の水位がですね、低下する傾向になると思いますので、その傾向が確認できた段階で、
2:05:10	中央制御室に多くって、
2:05:14	取水管路の流路縮小工の漂流物が詰まっているところを、点検してすぐに復帰するといったような対応を現状のところ株、
2:05:26	考えてございます。ハウスイの方に関しましては、
2:05:30	小さな漂流物が来るタイミングというのが通常時に関しては放水側放流する方になりますんで、逆流して上ってくるということは考えにくいと考えておりますので、
2:05:43	基本は津波時ということで津波時の方の評価で、パイプスクリーン等を設置するというところで記載しているところでございます。
2:05:54	その辺もですねちょっと丁寧に説明いただきたいと思います。
2:05:58	それ置いといてそれ、
2:06:01	この35ページっていう話があって、
2:06:06	いろいろ話はその前のページからあったんですが、
2:06:09	二つ目のポツなんかでも
2:06:12	一つ目のポツでも、要は海中に含まれる砂で閉塞することはないって言ってるし、二つ目のポツの結論も、
2:06:20	砂堆積による影響はないって限定してるんですがそれはなぜですかって、具体的なエビデンスを示して説明してくださいってということなんですよね。当然ここって。
2:06:30	基準津波が決まらないと、
2:06:34	出てこないわけだけど、
2:06:36	だから、影響はないように設計するんでしょうけど、影響はないっていうのは言えないんじゃないですか。兵庫県って前提であったが、ただ、審査会合で、この話、
2:06:46	が出てくれば、我々は、ここに関しては、
2:06:49	は、
2:06:50	判断すべき根拠は、エビデンスが示されていないので判断できませんと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:55	ということになりますけど、
2:06:57	そういうことも踏まえてどう考えるのかってことも踏まえていただかないといけなくて、あとそう。
2:07:04	中で、二つ目のポツでさらにというところの文章も、
2:07:08	基本的には、
2:07:11	なんで下流入量を減少するからその下も減少するのかっていうそれは、あのね、普通の流速が速くなればそれだけ、
2:07:19	周りに溜まってたものが、基本的には、
2:07:22	生活して中に運ばれる可能性もあるから、必ずしもそうは言い切れるかどうかわからないですよってこれも聞く。
2:07:30	根本的に具体的なものがない限り、
2:07:32	じゃあ何をもってそのね小さくなるんだっていう理屈になっているのかってのはわからないですよ。だからこれって、基本的には、
2:07:40	そう、
2:07:41	実際に実態として、
2:07:46	通常時と津波と踏まえた、
2:07:49	上で考えたときに、
2:07:51	その表さとか、通常の状態。
2:07:55	これ考えて、
2:07:56	その実態だと思うんですけど、どういった側のつき方になっていて流れてきて、
2:08:02	実態実績としてなっているのか、それとあと、
2:08:05	多分皮膚調査解析、基準津波に対して、
2:08:09	の結果がどういうふうだね、ここに影響を及ぼすっていうか、から判断できるのかっていった基本的なそういう具体的なエビデンスが、
2:08:18	必要だと思っていて、それがない限りは判断できない。
2:08:22	ということになりますけど、この辺どう考えていますか。全体的なそうなんだよね。
2:08:28	影響はないとい言いつつ何らしか、
2:08:31	施工的な、人工的なものを建設して対する対処今後しようとしているということを設計方針とするので、
2:08:38	影響はないとしているのか、こういったような薄通常今あるもので考えた上で、影響ないというものに関しては具体的な中で、エビデンス示す必要があると思うですよ。
2:08:54	エビデンスを示すね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:01	ことは可能なのかっていう話。
2:09:09	そうです。基準津波が決まった。この砂の解析結果については、結果が出た後でどうなるのかなと思います。
2:09:19	一方でちょっとパート資料では、記載不足しております。まとめ資料の方には、もう少しだけ定性的ですけれども、このシナリオを記載してございます。添付資料 31 の
2:09:33	8 ページに、
2:09:35	辺りになりますけれども、
2:09:47	○以降の海水中に含まれる、砂による取水性の影響といったところで、パープル上ですと海水の流れにより良いという記載のみですけれども、
2:10:00	まとめ資料の方では流路縮小工の開口部については、取水炉の底面よりもまず高い位置にありますと。
2:10:08	ですので、また海水の流速も早く
2:10:13	早いことから堆積する、しないため、スマホ閉塞がないといった記載としてございます。また、流路縮小工設置により、
2:10:24	取水ピットポンプ室内の砂の流入というのは減少する方向になると考えられますので、そういった観点での影響については、ないと、整理している状況です。だけど 3 号機の話だとわかるんだけど 12 号機の話ですよ。
2:10:41	実際に繋がる、いわゆる
2:10:44	砂の流量は減少するっていう話。
2:10:47	どう説明すんですか。
2:10:56	いろいろ考えられますよねだから例えば、一つは、
2:11:01	原子炉を 1 号機なんだけど、一度抜きの減少期の話は今回、
2:11:07	審査対象とは思っていないんだけど、
2:11:10	実際問題として行った時に実際の使い方として行ったときに、
2:11:15	その中まで、
2:11:16	が入っていかない。
2:11:18	という前提。
2:11:21	いわゆる流路縮小工を通過する砂の量は少ない。
2:11:26	であるならば、それ以前に、どこかで沈殿してしまう可能性がある。そうすると、
2:11:33	流力縮小工の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:36	前面のところに砂が通常たまって的可能性があったとしたらば、それが津波の流速によって、さらに、何ていうんだらう、線区として中に入っ ていっちゃう可能性もある。
2:11:47	いろんな想定事象としてそういうことはありませんよって、それが網羅 的な話なんだよ。
2:11:54	皆さんが多いってのは、端的なことしか言ってないので、いろんな想定 はね。
2:12:00	計算上表れないものも含めていったときに、
2:12:04	1個1個、
2:12:05	今の実態や、実際の表酒井関谷とか、そういうのを踏まえていて、そう いうことはない。例えば、
2:12:12	周りに
2:12:15	砂がたまってるとこあるけど、実態的には
2:12:18	廃車ロボットとか使って掃除しないかもしれないし、したとしたとして も、通常時、
2:12:26	この程度しか取水、
2:12:29	炉に圧砂がたまっていないとかさ、いろんな話がありますよね。その観 点から考えたときに、実態的にこの問題は、ルール縮小工自身の機能を そ、そうさせない。
2:12:44	そうするような事象はどういうことが考えるのかといったときに、本区 潰していった、そういったものはあるのかないのか。
2:12:51	現実的に、
2:12:54	わからないものに関しては解析するとか、
2:12:57	実験していただくしかないですよ。
2:13:00	だからそういったものがそう実験する必要があるのか、それ以前に、そ ういったことが考えて現実的にそういうような砂がたまることあるの かから含めて、
2:13:10	何の説明もしなくて影響がないって言われたって我々は判断できないで すよ。
2:13:15	言ってるようわかります。
2:13:22	北海道電力の高橋です。今ご指摘いただいた通り少し短絡的な書き方に なってるってことで網羅的になってないと。
2:13:33	我々考えていたのは、12号に関しては、循環水ポンプが停止状態って いうことで、そもそも絶対量として、流量が減りますので、
2:13:48	その分砂の持ち込み量も減るってような認識。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:51	で、考えてございましたけれども、
2:13:54	そういったのは少しずつ堆積してっていうようなところは、
2:14:04	そこに、
2:14:10	その12号機の機能点検結果で砂の状況がどうだとかっていうところも、今回お示しできてないので、
2:14:20	ちょっとそういったところも確認して、
2:14:24	どう説明するかっていうところはちょっと、
2:14:27	実はね、緑色でずっと通常開いてるから、流れてるんで、あまり心配はしてないんだけど、
2:14:34	むしろ心配すべき話はよく話あるのはこのフラップゲートが何で法する場なんだよね。
2:14:41	東海第2なんかでもパブリックコメントでもいろんなご指摘をいただきましたけども、やはり僕熱田奥川排水どう、
2:14:49	自身が外側にあるので、そのフラップゲート自身が、あその砂浜ですよね。そうすると、基本的に水、
2:14:57	須永宗、奥林の中に入ろうとしてその屋外排水を、
2:15:04	排水のピット、そこにフラップゲートがついてますってそこが、その全部埋まっちゃうことはないんですかって話でそれによって、
2:15:12	屋外排水が排水できなくなって、
2:15:16	水浸し敷地が水浸しになりませんかといったような話は、想定されてますかっていうような質問ありましたまさにそういう必要は、
2:15:24	あり得るわけで、ここで特に今言ったような話は、
2:15:29	屋外排水ピットといったときに、
2:15:33	東海第2がどうなってるかっていうとその、
2:15:36	基本的にピットが深いんですよ。ピットと、そう。
2:15:40	底面から、
2:15:41	2メートルが3メートルぐらいのところに、基本的にはフラップゲートの方が来るので、さすがに見えた3メートル
2:15:50	堆積することはないだろうっていうのは、想定できるんですけど、ここでは、どのぐらいの余裕を持たせればいいんですかって話出てくると、なかなかその炉を6、60センチでいってっていうんであれば、
2:16:03	それはそれなりに、基本的に堤の調査とかそういうのを回ってこないっていう話を説明し、するし、
2:16:10	必要がありますよね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:13	ただ、詰まっちゃう場合もあるし、開く開かなくなる場合もあるし、開く。
2:16:19	縛らなくなっちゃう場合。二通り考えなきゃいけないくて、
2:16:24	それは漂流物と評さ様関係性でどういった事象があればそういう機能を喪失に至るのかってことを考えていただいて、そうしたものが起こり得るのか受けないのか。
2:16:35	一つずつ潰していく必要があるんじゃないかと思いますが、いかがですか。
2:17:14	北海道電力の植原です。まとめ資料側で、少し、そういった配慮事項を記載しておりますのでご説明させていただきたいと思います。添付資料31の38ページ、お願いいたします。
2:17:34	こちらで、
2:17:37	まず、機能喪失事象を踏まえた設計施工上の配慮をとということで表1の方でまとめてございます。
2:17:45	一番下の図が先ほどの話とちょっと、
2:17:49	関係するかなと思いますが、数量内に入った海外物等が外構部の全面に付着堆積するといったことがうまく考えられますが、こちらに対しては、
2:18:02	十分な裕度を有する高さに開口部を設けること。
2:18:05	また定期的な点検で、こういったものについては除去するといったことで考えてございます。これ以外の事象につきましてもこういった形で、まとめ資料の方では整理させていただいてございます。
2:18:21	規制庁の江崎です。これ流れるから、ここたまりにくいのはわからないこともないけど、その大量に来たらそんなことじゃない。ないはずなんで、通常から、まず考えた時にどのぐらいの数の量があってっていう話、それはわかってますよね。
2:18:36	運用してんだから、そういったところが考えて最大限に考えても、この程度であって、そうした場合にはなる長さで
2:18:44	流速があればなん流れるストークス放送で考え流れちゃうわけなんで、そういった話があってっていう話だと思うんだよね。
2:18:54	これだと、こうだったらいいよなということしか書いてないので、やっぱりそれはやっぱり現実的に、
2:19:01	こんなことは絶対ありえないんで、ここを考えたとしてもだ、問題ないんだという説明がないと多分説明した上、うちはいらないんだと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:19:11	北海道電力の植原です。今の資料ではじった今の泊の実態がどうなっているか、そういったところについての記載が不足しているのかなど。
2:19:23	思いましたので、そういったところも記載充実させた上で、今後ご説明させていただきます。
2:19:32	今流路縮小工麻生だけどフラップゲート側の話の方が、いろいろあるんじゃないかと思います。
2:19:42	いやあるかどうかは別として、それは何かね、今説明できるんでは説明しました。
2:19:56	逆流防止設備に関しましても添付資料 32 の 31 ページ 32 ページあたりで、
2:20:04	流路縮小工と、同じような形で整理はしてございます。
2:20:26	基本的には放水側だから、逆に言うと、またよこれ。
2:20:32	広井
2:20:33	内川の話だよな。
2:20:35	外側、
2:20:43	代表佐田から、
2:20:44	基本的にはそう放水側だから、入りにくいっていうのはあるのかもしれないけど、
2:20:49	それなりにその計算、
2:20:51	調査としてどの程度考えるのかっていうのは考えた方がいいんじゃないですか。少なくともその放水、うん。
2:20:59	うん。通常時とあと、いわゆる、
2:21:02	その津波時、
2:21:04	って考えたときに、
2:21:06	じゃあ津波のときに、じゃあどのぐらいかってそんなたくさん来てないんでしょう。
2:21:11	体積が。
2:21:12	表層の計算もしてるんでしょって、ある程度、
2:21:18	そんな 1 メーターも 2 メーターを積もってないでしょ、調査で。
2:21:26	それはさ半ばで計算しても最大限、ここは何か。うん。
2:21:32	じゃなくて、
2:21:33	案内とかそんな形、
2:21:37	二十二、三 10 センチそれぞれ、
2:21:39	その最大限で見たとしても、
2:21:41	60 センチだから問題ないとかいろいろ話があるじゃないですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:45	たまたま使いようだろうな。
2:21:49	そういった話を含めて、ある程度整理しなきゃいけない。そうするとなるとある程度その
2:21:55	基準津波が決まった段階で何を説明する。
2:21:59	今は何が説明できるのか、それ最後言いたいのはそこなんだけど、
2:22:04	だけど今の観点からすれば、そんなに大きなことにならないんで、計算結果埋まれば、
2:22:11	明日とリックスの
2:22:15	のところに関しては、問題なく数字は沼津市基本的には、
2:22:20	成立の見通しとしてはある程度自分たちとしては、
2:22:23	この程度の踏んでいるので問題ないと考えているというような、
2:22:27	話がないと、今んところまで全部見通しなんで、
2:22:32	基準津波が決まる前の見通しなんで、その辺の
2:22:37	基準津波が決まった段階で何がちゃんと説明。
2:22:41	できるようになるのか、その辺も明確化した方がいいんじゃないかと思 います。以上です。
2:22:53	北海道電力の上原です。
2:22:56	最終的には基準津波確定後には
2:22:59	最終的な結果にはなろうかと思いますが、決め決まる前の段階で、見通 して見通しとして説明できる部分につきましては、
2:23:10	整理した上でご説明したいと考えます。以上です。
2:23:22	宮本です。江藤。
2:23:25	ちょっと全体的なんですけど、その内、我々の指摘事項に対する会回答 が、
2:23:32	十分か十分じゃないかよくわからない資料になっていて、例えばですけ ど15ページから、101023、15ページから見ていただくと、
2:23:41	ここで1号機の影響ということで補機冷の取水性評価津波襲来時の海中 漂流物へ
2:23:48	閉鎖の改正物の付着二瓶深野層、
2:23:51	とかの話がじゃあ全部ここに入ってますかっていう。
2:23:55	話がちょっとよくわからないなど。
2:24:03	地勢どっかちょっとちゃうじゃん。
2:24:36	15ページに利用料主食の内径の考え方等を説明してくださいと書いてあ る明確にね。
2:24:43	だけど、16ページ以降のところそれが全然書いてないですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:48	で、
2:24:49	市、市への下の異常等の検知性についての説明って書かれてるのも、
2:24:56	保安規定に基づいてことを説明するって書いてなくて、
2:25:00	こっちの、
2:25:05	資料1分の1だと、-20ページだと。
2:25:09	要はピットスクリーンの推計で確認すると。
2:25:11	いう形が書いてあるにもかかわらず、その辺の話が全然多分こっちに書いてない。
2:25:18	なので、私、私言わんとしてるのは、その指摘事項に対する回答をしっかりと作ってくださいと。で、最低限こちらから指摘した内容についてはちゃんと網羅的に見た上で、
2:25:28	プラスアルファで事業者が必要だったと思うものを入れていただいてから全然問題ないんだけど、
2:25:35	こちらの指摘のやつが抜けちゃうと、これだけが指摘事項がまだ未回答という形になるので、そこはよく確認してください他の。
2:25:45	質問も、実はこの2月2日の会合のやつってすごく非常に具体的に我々指摘してるんですよ。
2:25:52	それについて、具体的に指摘した以上はそれに沿って、その都度全部それを潰し込むように回答を作っていたらいいかと、
2:26:00	一つでも漏れると、それは該当支店未回答のままの、
2:26:05	状態になってしまいますので、そこはよく確認したらいいですかね。
2:26:12	北海道電力の高橋です。回答に対して1字1句しっかり確認してっていうことで、我々もそれを意識してやってきてますけれども、
2:26:23	今ご指摘いただいたように、
2:26:26	必ずしも説明しきれてないところを今一度確認して盛り込むようにしたいと思います。
2:26:33	あと、これ、もう1個は
2:26:36	語尾が16ページからだと言明するって書いてあるんだけど、
2:26:40	これは今後説明しようとしてるのか今回説明しようとしているのかどっちなんでしたっけ。
2:27:06	許可の段階でどういった項目を説明するのか、
2:27:11	の段階でどういった項目ということで、今回説明するかどうかについてはちょっとここには今記載している状況でございます。という認識でいいんですよ。要は、説明するっていうのは今後も含めて、要は許可の段階で説明するという意味では書かれていて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:25	今回の会合で説明するという意味じゃないと、そういうそういう認識でいいですね。
2:27:31	北海道電力の植原です。この指摘事項No. 5に関する整理としてはそのご理解の通り、この
2:27:38	表としてはご理解の通りです。それを考えると、例えばさっき言った検知性の話でこちらの20ページで書かれてるって、これは多分今回説明してるように見えるんだよね。
2:27:47	これで検知できますよ取水ピットは。
2:27:50	なので、先ほど言ったように、今回説明しようとしてるものと、今後説明しようとしてるものと、識別をしっかりともらいたいですよ。我々審査課によって審査がもう、
2:28:02	それが今回は入ってるものなのか今後説明されるんだったら今後再説明されるっていう認識で見えるんだけど、そこがこのパワーポイントとちょっとわからないので、
2:28:12	そこはよく語尾をよく確認してくださいですかね。
2:28:18	北海道電力の植原です承知いたしました今以上の現地生ですと、教科段階だと18ページの方の中段にも入っていて、
2:28:29	20ページにも入っているという状況にはなってございます。で、例えば18ページ側であれば今回ご説明する内容になるかなと思いますその他の項目も含めて、
2:28:40	今回ご説明するところについて明確にしたいと。
2:28:45	います。
2:28:47	はい。よろしくお願いします。あとはですね。どうぞ。はい。
2:29:28	はい。あと、ちょっと細かいところで申し訳ないんですけど、それで検知性のところで、取水ピット側なんですけど、
2:29:36	この20ページね、資料を、
2:29:42	1-1の20ページで書かれているところでちょっと細かいところで確認しておい。
2:29:47	たいんだけど、
2:29:48	これはCRピットの水位低の警報が長石において共用する発報することに検知可能であり、警報確認を経閉塞中の対応を行うという話になっていきます。
2:30:00	で、大体のプラントっていうのは、多分循環水ポンプっていうのは甲斐が付きやすいのでこれ乾燥保管されているんじゃないかなと、12号に関しては、思ってるそういう認識でいいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:11	いいですかね。で、その上で、この取水ピットスクリーンの水系ってのはこれはアイソレかけられてなくて、広域た状態で、運転、
2:30:30	て運用されているという認識でいいんですかね。
2:30:35	北海道電力の植原です。今、実態、現状としては、今も宮本さんおっしゃられた通りここについては、整形化されてない状況です。
2:30:47	3号炉の再稼働にあたっては、こちらの警報について生かした上で、負債稼働すると、そういったことで考えてございます。布施常務そういうことですよ、通常多分おそらくこれでアイソレかけられて、
2:31:01	内藤循環水ポンプが簡素化されてるのに、これ生きてるわけじゃないんだけど、当然それは生かした状態での運用になると。
2:31:10	いうところになるんであればそこは明確に書いておかないと、
2:31:15	要は、今のプラント状態とはちょっと変わってしまうプラント状態で管理方法が変わるので、そこは明確にした上で、QMS文書の方にいかないと、
2:31:26	識別がつかないと思うので少し確認してください。他の
2:31:32	構成側は、
2:31:34	工水側は、
2:31:38	計器を設置して、
2:31:41	またちょっとよくわかんないんだけど、
2:31:43	衛藤。
2:31:45	この家地域を設置するということは、
2:31:50	これは3号設備として建築を設置するんですか。
2:32:32	該当電力の植原です。
2:32:34	もう、
2:32:35	ハウスイ側の推計の合計については整理し、いたします。
2:32:41	はいとですね、新設なのか既設なのかとかいろんなせ整備は仕方があって、
2:32:48	要は新しくこれをつけるっていうんであればちょっと取り扱いよく確認しといてもらったほうがいいかなと思いますので、ここで言っている中央制御室っていうのはこれは3号の調整ケースが12号の指揮調整月かっていうとどちらになるんですかね。
2:33:07	北海道電力の植原です。12号機の中央制御室を考えてございます。はい、わかりました。その辺はよく確認してください。
2:33:16	特に江田3号にしろって言うわけではなく、なくて、もう1年後でも特に問題ないかなとは思っているんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:25	その辺がちょっと位置付けがですね、明確にしとかなないと、
2:33:31	MS文書とかに行った時に整理がつかないのと、あとは
2:33:35	この異常の検知性っていうところの、
2:33:38	部分で、新たにつけるやつのを、
2:33:41	ゴールの背番号をどうするかっていう問題もあるので、そこはよく確認してください。はい。私の以上です。
2:33:50	北海道電力の植原です。ご指摘承知いたしました。あと、阿藤先ほどの循環水本
2:33:58	ピット推定の警報の管理方法の変更につきまして明確になるように、資料に記載したいと思います。以上です。
2:34:09	規制庁の伊藤です。ちょっと私からも少し確認したいんですけど、
2:34:14	資料1-2の、
2:34:16	22ページGの、
2:34:18	関連の話で、先ほど藤原からもちょっと回答の、
2:34:24	回答についてロジカルに説明できてないよねっていう話があったと思うんですけど、
2:34:28	ここで今、
2:34:31	我々が気にしてたのは津波防護の観点で、津波時にフラップゲートが確実に閉まりますよねっていうところを示していただきたかったんですけど、回答の中では閉塞くう置きにしてるってことで、多分、
2:34:44	放水ですかね、ホースなので、その既設の施設への影響という観点で、ちょっと何か整理されてるような気もしていて、それはそれで今後、再度整理して回答していただければなと思うんですけども。
2:35:01	今ちょっと現時点でお伺いしておきたいのが、その異常の検知性について、今閉塞を想定した異常の検知性を説明されていて、閉まらなく、
2:35:13	なってしまったような状態。
2:35:16	開固着してしまったような状態に対してその異常の検知をどう考えてるのかっていうのは、今現時点でどう、どのようにお考えですかね。
2:35:34	北海道電力の上原です。
2:35:38	逆流防止設備の定期的な点検、またカメラを用いた定期的な点検、こちらをもって担保することを考えてございます。
2:35:49	規制庁の伊藤です。そうすると
2:35:52	流路縮小工との違いっていう点ではそのカメラで監視するっていうところが間違いとして出てきてるっていうことですかね。
2:36:06	ご理解の通りです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:36:09	ありました。ちょっと流路縮小工との差もちょっとわかるように、説明していただけたらと思います。可動部が可動部というか、
2:36:19	摺動部というか、があるという点で、ちょっと違った構造なので、
2:36:25	それ、
2:36:27	とですね、
2:36:31	と、あと 28 ページ。
2:36:41	これは漂流物の影響ということですけど、
2:36:44	今フラップゲートに、
2:36:46	漂流小さな秤量物が挟み込まれることもちょっと想定しても、
2:36:52	何か大丈夫なんですよっていう記載があるんですけど、その理由が一、その放水ピットから海側に水が流れるからな、
2:37:03	排出されるという説明になっていて、
2:37:05	漂流物が挟み込む込まれるってことを想定したら、
2:37:11	何ですかね。
2:37:13	必ずその状態のときに、
2:37:16	放水ピットから海側に水が流れてる。
2:37:19	ていうことを、
2:37:21	何ですか前提条件として置いてるんですかね津波、挟み込みを想定したらもう津波時に閉止するっていう機能が何か失われてるような気がするんですけどもそこって、
2:37:31	もしかして何かその裏に、
2:37:33	何ですか。
2:37:34	挟み込みmeが発生する状況を考察した上で、何ですかそれを踏まえて順方向にしか水が流れない。
2:37:44	というような考察も何かしているとかそういうことなんですかね、ちょっとこの挟み込みを想定してるのに、
2:37:51	閉止機能が失われないうところの説明がいまいちちょっとわかんなかったんですけど。
2:38:16	端的に言うとその挟み込みが発生してるときに、何で必ず水が来て、津川から海側に流れてる。
2:38:25	流れがそちら方向にあるっていうものを、
2:38:28	安定しているのかちょっとよくわかんなかったです。
2:38:35	すいません。確認いたします。
2:43:07	規制庁藤尾ですと今事業者の方が打ち合わせ中ですね少々お待ちください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:43:22	あ、規制庁だけでもちょっともうちょっとこの辺、いろんな話としてです ねわかりやすさを加えていく観点で、丁寧な説明が必要かなと思って いて、
2:43:31	実際にこういった漂流物とか、実際にそういった、
2:43:37	物ですよ。椅子のかみ込み。
2:43:41	的なものが、こういった、
2:43:43	状態だったら起こり得るのか。
2:43:47	いわゆる女川と同じようなカーをただの屋外ハイショウと同じような絵 柄になっちゃってますけど、
2:43:54	あっちは屋外排水炉で、
2:43:56	ここでは放水炉なので、いわゆる施設の重要な施設が流れ着いた水がこ こに到達するだけで、
2:44:04	屋外の、
2:44:07	斜面も含めて水が流れ込むような、
2:44:10	場所でもないの、そういったことも含めて、どのような事象想定 をするのか。
2:44:16	そういったことも含めてですね、もうちょっと、
2:44:21	この泊のサイトの特性、
2:44:25	ここでのその特性も踏まえてですね、立体して、
2:44:28	考え得る状態が、津波が来たときには、どのような状態になってこ う。
2:44:34	開閉機能が起動するのかといったことも含めてですね丁寧に説明した方 がわかりやすいと思いますがいかがでしょうか。
2:44:52	再度電力の上原です。今須崎さんからご指摘いただいた通り女川先行す る女川さんの購買排水を参考にして資料を作成していた、整理していた ところがございます。
2:45:05	一方で隣の放水量に設置する逆流防止設備ということで、そのうち、
2:45:13	特性も踏まえた整理ということで、今後、もう少し丁寧なご説明させて いただきたいと思います。
2:45:29	議論、議論。
2:45:34	はい。規制庁の伊藤です。
2:45:37	機能喪失要因というのは整理していただいて、それを繰り越して仕切る ということだと思うんで、それはよろしくお願いします。
2:45:44	あと、ちょっと細かいところなんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:45:49	その季節への影響っていうので、ちょっと前のコメント回答の中で、会議の付着とかの話がちょっとあったんですけど、
2:46:02	30、
2:46:06	4 ページと、38 ページ。
2:46:12	今こって、その会の付着っていうことに関しては、何か、
2:46:18	影響っていうのを、
2:46:22	特に 38。
2:46:25	んの。
2:46:26	そうなんですかね。甲斐が付着しにくいっていうのは
2:46:30	その通りだと思うんですけども、付着を想定すると、
2:46:35	放水ピット立坑
2:46:39	放水ピット立坑水の方が上昇する方になると思うんで、そこに対する
2:46:45	なんですかね。
2:46:46	貝付着の考え方って何か。
2:46:50	これにはまだ含まれてないんですかね。
2:47:05	ちょっとまとめ資料が確認しますのでお待ちください。
2:48:05	規制庁の伊藤です流路縮小工側にまとめ資料で、会議の検討されてるのはしてはいるところなんですけどちょっと逆流防止側はな。
2:48:14	なんでないんだろうなっていう。
2:48:55	北海道電力の植原です。
2:48:58	甲斐が付着した場合のハウス側側の通常時の水位につきましては、確認をしてるんですけども、現状放水系について、
2:49:09	放水系については、甲斐が付着環境にないということで、現状のまとめ資料には記載していない状況です。
2:49:19	規制庁の伊藤です。甲斐が付着しないっていうので、全部否定するんだったらそれはそれでいいんですけど、例えば、添付の
2:49:29	32-31 ページとか、
2:49:32	では、
2:49:33	かいいが付着した時の影響とかも何かちょっと検討されてもちょっとちぐはぐなので、そこはしっかりと
2:49:42	何ですかね、論理を通していただきたいなど。
2:49:45	思います。
2:49:47	北海道電力の植原です。分析その通りかなと思いますので、ちょっとこちらのスタンスも整理した上で、まとめ資料の追加要否、検討したいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:50:01	規制庁の伊藤ですあとちょっと細かいのでもう1点だけ
2:50:08	二、三十、
2:50:10	パパパワポ資料の34ページの、
2:50:14	この季節への影響のその、
2:50:18	評価に関してなんですけど。
2:50:20	ちょっと、先ほど天野からも若干前提条件どうなってるんだっていう話がちょっとあったんですけど、
2:50:28	お伺いしたいのは、
2:50:33	とパワーアップの、
2:50:37	34ページで
2:50:40	見ている、流量1900のお話とちょっと絡むんですけど、
2:50:46	33ページでは、
2:50:51	12号の補機冷海水ポンプの。
2:50:54	既設の施設が本来有する機能の中では、
2:50:59	ポンプ台数4台としていて、まとめ資料の中には、なんか外電送水喪失時は4台、
2:51:08	起動しますみたいな記載もちょっと見受けられるところがあって素行と、あと、
2:51:14	その2台で良いっていうところの、
2:51:18	説明って、
2:51:20	何か明確にどっかでされてました。
2:51:23	ちょっとその、
2:51:24	記載箇所があれば、ちょっと教えていただきたいんですけども。
2:51:28	具体的にはその添付の31位の、
2:51:31	5ページに、
2:51:34	外電喪失、一番上の方で、また上がりレース送致することで、
2:51:39	ブラックアウトシーケンスが作動しポンプ全台カッコ4台が運転した場合には云々っていう話があって、
2:52:07	北海道電力の植原です。まず
2:52:11	プラント停止状態で必要となる解析ポンプについては資料1-2の14ページのところで1900立米%掛けてみたいということで整理しております。これは系統の観点でこの台数が必要と。
2:52:25	いったもので整理したものを、一方で精製保水性の評価にあたっては、外電喪失で4台起動するステージもございますので、4台を考慮して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:52:40	評価を実施しているということになってございます。ちょっと今、それーが
2:52:47	具体的に記載している箇所としてはなくてわかりにくい状況になっているのかなと思いますので、
2:52:57	記載
2:52:58	を少し検討したいと思います。
2:53:02	規制庁の伊藤ですその今外へと4台起動しても大丈夫な形にするってことですか。違う。言いますよね。北海道電力の高橋ですけれどもちょっと補足しますと、
2:53:15	基本的に必要量は2台です。ブラックアウトシーケンスのときには、まず4台に信号はいるんですけども、運転員がそれを確認すると。
2:53:26	うん。2台、止めに行く。
2:53:34	いや、
2:53:36	すいません
2:53:37	4台起動するんですけども、そのあと必要量が2台なので、2台動いてるのを確認して止めに行くんですよ。
2:53:45	なので実際必要量としてはもう一時的に4台回るステージは、短時間あるんですけども、基本的に必要な量というのは2台になってます。
2:53:55	そういったことを今は、まとめ資料含めて書いてないんで、その辺しっかり確認します。
2:54:04	北海道電力の植田です。ちょっと一部補足させていただきます。流力昇降の系統がですね取放水性能評価に用いている流量に関しましては、
2:54:17	4台起動のときの流量と同じ流量になってございます。なぜかと言いますと、
2:54:25	パワーポイントの資料の1-1の8ページですごく小さくて申し訳ないんですけど右上に、
2:54:33	1号及び2号炉の取水系統平面図っていうところを見ていただくとわかるんですけどもこれ1号と2号両方書いてあって、上の二つ、
2:54:45	の主水路が1号の取水量になるんですけどその片方の、
2:54:51	水路から右側へ行っていただきますと、ポンプの
2:54:56	ところに向かってですね二つに分かれてると思うんですね。で、通常時、このポンプ、2台分あって1系、
2:55:07	その流路に流しているところになるので、本当に通常時の運転ですと、この片系統に0.5立米/秒の流量が流れる形になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:55:19	設計上は、外電喪失も考慮しまして、ここの1系統の流路の中に、2台分のポンプが動くことになりまして計算してますんで、
2:55:32	1立米/secで、開口系を設計するというようなそういう設計にしてございますので、系統としては最大流量を見込んであるということになります。
2:55:45	規制庁の井藤です。私はちょっと今ので理解はできたかなと思ったんですけど、
2:55:54	規制庁の矢田ですけど。
2:55:56	ちょっと私も勘違いしてたんですけど、
2:56:00	まずこれ1号機2号機。
2:56:02	じゃあ、
2:56:03	1号機の停止状態に必要なポンプは、
2:56:07	何台なんでしたっけ。
2:56:15	数としては2台となります。
2:56:18	2号機の
2:56:20	影響ないようにするためには何で必要なんですか。
2:56:26	1号機2台2号機2台がまず必要な海水ポンプですよ。
2:56:33	ですよ。
2:56:34	だから、プラント12号で来たら1号機2台2号機2台で合計4台の流量の取水量が必要ということですよ。
2:56:45	それが1900立米。
2:56:57	だからさ、34ページこっちの。
2:57:01	ごめんね。
2:57:01	こっちの。
2:57:04	資料を
2:57:06	1-2の34ページと比べてみてもらおうと。
2:57:10	ちょっと水ちょっとよくわからなくなったのは、
2:57:12	これは、
2:57:14	1号機と2号機それぞれ、
2:57:17	プラントは独立共用してでも、独立した解析になるはずだからそうすると1号機の
2:57:23	停止状態に必要なのは、補機冷2台、
2:57:27	D2号機の停止状態に必要なのは歩切り2台、
2:57:31	合計4台。
2:57:32	4台取水する必要のために必要なのは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:57:36	ていうのが書かれてないんだけどこれ2台しか書かれてないんだけど、1900立米でいいんだっけ。
2:58:05	パワーポイントの34ページで紙を示しておりますのは、水路断面積に対して流量書いております。ですので1水路当たり、
2:58:18	1立米/secということで、こちら、1号機当たり2名考えますと4台起動している状況となります。
2:58:37	ちょっとわかりづらいんですけど、海水ポンプA B C Dって呼んでありますけど、Bで1水路、
2:58:45	P C、C Dで1水路で、2号機も同じように、
2:58:50	8台あって、4水路、
2:58:53	今は1するあたりの
2:58:57	表を35ページ、30、
2:59:02	図で示してるので、A Bポンプが回ってたとして、1水路1900×2ということですね。
2:59:10	わかりました1水路あたりの話をされていて、必要なポンプの数を言ってるわけではなくて、要はプラントに必要なポンプの数を言ってるわけじゃなくて、
2:59:20	これ4水路しかないのだから4水路は部内の溢水量ずつがそれぞれの号機ごとで、そのうちの1水路当たり必要なのをここに書いてると。
2:59:31	これじゃわかんないですね多分ね。
2:59:36	多分さっき言っているように、
2:59:38	これ、
2:59:40	先行の女川1プラントしかないのだから、いいけど、長野じゃ泊の場合は1号炉2号炉両方のための、
2:59:48	市共用の保守水共用というのが共有してないのかなこれ、これは対して共有はしてるんですかこれ、してないんですよ。
2:59:57	なのでそれぞれで書かないでこれちょっと意味がわかんなくなりますね1号機に対してとか2号機に対してそれぞれ書いていただかないと、これハウスイも1号機2号機それぞれ独立なんですか。
3:00:08	わかりました。だからやっぱそれは全部独立して整理していかないと。
3:00:14	我々、私もちょっとさっき感じがしたのは要は
3:00:19	相手が意地一つのブランドしかないかなと思ったらよく考えて1号炉及び2号炉だから、ツープラント分の考え方で整理していかないといけないので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:00:27	言われるように0.743でさっき言った0.4っていうのが、1水路あたりの必要な水量っていうのが0.44だけって話だと思うので、ちょっとそこをわかるように整理したほうがいいかなと思います。はい。以上です。
3:00:44	北海道電力植原です指摘踏まえまして、資料の方わかりやすくなるよう修正したいと思います。
3:00:52	規制庁の井藤です。ちょっと認識の確認だけなんですけど、
3:00:56	1号炉、例えば1号炉で必要な補機冷海水ポンプの台数は2台なんだけど、その外電喪失時のブラックアウトシーケンスとかそういったことも踏まえて、
3:01:09	この解析上は最大流量で2台、1するあたり2台を見て、
3:01:15	1ウェイということで、
3:01:18	1上/secってことでやってるといいうそういう理解でいいんですよね。
3:01:24	ご理解の通りとなります。
3:01:27	はい、わかりました。私からは以上です。
3:02:14	規制庁藤原ですちょっとごめんなさい私ちょっとまとめ資料でちょっと一部、ちょっと
3:02:18	今、言っとった方がいいかなっていうだけ一緒言っときます。まとめ資料の添付31の21ページ開いていただいて、
3:02:29	5、
3:02:31	これ、違う。
3:02:34	小島。
3:02:36	ごめんなさい、25ページで失礼と添付31-25ページで、
3:02:41	これなんか流路縮小工設置による抵抗の損失の概念図っちゅうのがあって、これは、
3:02:48	何だっけ、島根とかでうち比較したときにですね、島根って何かこうなんだらう水理実験みたいなやつをやって何かこれ、確からしさを確認するみたいな話があったんですね。
3:03:00	松島ではあれとしてただまとまりって
3:03:04	何だろう、今、確かにいた構造であるのかですけど多分、裏に小柴り、例えばその次、27ページとか見てきて、
3:03:13	何か何だっけな裏や水圧に抵抗するための縛りを設置したりとか、或いはもしかしたら今後何か、場合によってはそのもつと海側の方にも縛りを拡大させるとかいう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:03:23	話があってここら辺が縛りがあったとしても、何だろう摩擦損失つうの、ケース、私岸野は管路解析における I I 損失係数が、
3:03:35	本当にそれで給食と嗅覚だけで表現できるんですかっていうのがちょっとよくわからなくてですね、これっていうのはあれですかね、また今後、感度解析の中で何がしか御説明があるもんかそれとも、
3:03:48	もう特に旧縮嗅覚だけで、
3:03:50	全部やっちゃうのか。
3:03:54	ありますか。
3:03:56	一応私の理解だと給食とか嗅覚っていうなんか渦の発生。
3:04:01	によって、その状況が変わり得るので当然その渦が、縛りによって妨げるもっとより複雑な渦になって抵抗が大きくなるんかもしれないなとか思いつつちょっとその辺って、実際どうなんだろう。
3:04:14	っていうのがあって、
3:04:17	別に許可で得る文化、にやるの加瀬整理解析とかいうのはあるかもしれないけど、
3:04:22	その点の今何か、
3:04:24	北電の考えでありますか。
3:04:35	ちょっと確認しますのでお待ちください。
3:05:36	北海道電力の高橋です今ご指摘いただいた旧加来給食のところについては感度解析含めて、どういうふうにするのかどうかというのはちょっと、
3:05:46	今後ご説明させていただきます。
3:05:49	規制庁井沢ですその次 30 添付 31-27 ページで、流路縮小工の津波荷重によって要求機能喪失する事象というのが、
3:06:00	ここで整理されてて、この津波時のところが、
3:06:06	津波の荷重か、
3:06:07	これが女川の流路縮小工やったら要はコンクリートプラグを設置するから、当然そういった水力いう縮小工の中を通る水力とか、
3:06:18	それに対する抵抗力が、側面、アンカーにかかるのかというのは理解できる一方、
3:06:24	ごめんなさい、これちょっとよ、何を説明しようとかわかっては市長としてはわかってなくて、
3:06:29	じゃあ、春川とか、表小さな漂流物とかぶつかったときの影響っていうのも、一応事象としてあるんですよ。
3:06:40	というごめんなさい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:06:42	ちょっとこの資料はどこまで、構造成立性か。
3:06:47	まずそもそも論としてこの逆流防止設備与えられる証拠、
3:06:53	米、
3:06:54	構造成立性って考えたら一応網羅した方がいい。
3:06:58	進めてどうかなってですね。要は、単純に私が聞いているのは女川をコピーして、
3:07:03	だけなのかそれとも何か泊として何か、波力とかは漂流物は考えなくてもいい中で説明があるのかというのをちょっとお聞きしてるだけなんですけど、いかがですか。
3:08:19	確認しますんでお待ちください。
3:11:40	規制庁藤原ですちょっとこの、
3:11:43	27 ページを私見たときに、女川の設備として、これって何をやってるんだろうと思ったんですね常連でその津波と地震荷重を何か一緒にくたにして下の方で、
3:11:56	水力だけ分けているんですけども、
3:11:58	なんかなんでわざわざ分ける必要あるんですか。それが女川の谷津様持ってきてるだけやったらその女川の特徴を踏まえて、ちゃんと
3:12:07	見込んで、
3:12:10	別にこれ何かやる必要ないように思ったんですね。
3:12:14	なんだろう。
3:12:16	てこずってるから言う泊としてこの。
3:12:19	そこの構図はどういう特徴なのかと。
3:12:24	このコピーする、しないで、
3:12:27	基本的にこの泊の
3:12:30	猫鋼材として使う。
3:12:32	ているわけですね。
3:12:34	でも、
3:12:35	いや、かなりそれに作られてるわけですよ。あと、熱くはないわけで、そういったところから踏まえてどういったような、
3:12:43	メカニズムで、
3:12:47	いわゆる、
3:12:48	ルール縮小工ということですね。
3:12:51	その規模を効果を発揮してそのときにどのような荷重が状態が想定されるのか、それは女川と全く一緒に使ってる場所、形状全然違うと思うんで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:13:02	キャビテーションとかそんなものは、もう根井、河瀬も一緒ではないと思うんで、何が問題で何が新たに追加されることはあるのかなのか、そういった話をちゃんとを整理してくださいって話。
3:13:15	田尾だから織田側に全部取ってやるわけではなくて、
3:13:20	基本的にここで検討すべきものは何ですかっていうのはある程度、
3:13:25	もう説明し尽くしてくださいってことですね。
3:13:33	北海道電力の植原です。泊の流路縮小工の特徴を踏まえた荷重等の整理ということで、女川との比較で、追加で、
3:13:44	整理が必要なもの、或いは逆に泊ではそれほど効いてこないものといったところについて、整理を進めていきたいと思います。また
3:13:56	漂流物の話についても追加することで検討いたします。
3:14:02	はい。規制庁城です。私どもは最後にもう1点だけ36ページ、添付31の36ページの、
3:14:08	下の方から、
3:14:12	下から3パラ目の、
3:14:14	最後の行かな粒子来流路縮小工と主水路の境界に止水処置を施すところがあるってですねここが、
3:14:24	これ多分前回、前々回から三浦もちょっと気にしたと思うんですけどこの修正処置って一体位置付けて何なんだろうっていうところがあるって、
3:14:34	完全にそのまし止水機能を持たせるそうやって、
3:14:38	津波防護施設の止水処置やゴムジョイントみたいなイメージ。
3:14:42	もしくは何らかのシーリング材なのかわかんないですけど、それとは別に別に漏えいを、
3:14:48	にしてもいいような代物。
3:14:51	評価上も同様に考慮するとかそういった、いろいろな考えがあると思うんですけど、この位置付けてどっちなんだろうね。
3:15:07	北海道電力の村島です。今ご指摘いただいた36ページの2パラ3パラ目ですかね。
3:15:16	設置時には、
3:15:19	から始まる場所で部材を組み立てて固定する流路縮小工と取水炉の境界には止水処置を施すと、この記載に関しましてはあくまでも0リークを期待しているところではございませんので、
3:15:32	流路縮小工をの機能を発揮しつつですね、10メートル70メートルに到達しない水に許容できる場所をねらうんだと思ってますけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:15:44	その設計に関しては、限りなく漏れ量は、下げた設計をねらいますけども、設計漏れ量もございますので、
3:15:55	そこは加味した上で、漏れたとしても10メートルに到達しないので、全体として成立してますということをお示しすることになると思います。
3:16:16	多分設置時は、
3:16:18	ていうのが最初で被水措置を施すって話があった、どこをつつと、
3:16:24	あれだよ、流路縮小工と水路の境界面。
3:16:29	ペネ鋼材等、
3:16:31	実際のトンネル部、
3:16:33	ご表明に、
3:16:35	止水処置を施すってのは、
3:16:37	どっちももう、
3:16:39	レセプト上传えたのに、んな、なんでそんなもんがいいのかっていうのがわからないということだと思うんだけど、
3:16:47	いわゆるこれって、何か設置手話服の設定
3:16:51	止水措置っていう、何で効力の話から、
3:16:56	来てて分、
3:16:57	ルール縮小こと。
3:17:00	水路の境界面、
3:17:02	2、
3:17:03	止水処置を施すのかってわかんないよね。
3:17:13	膨張てでも何でもないわけだよ。どっちかっていうところって
3:17:18	これ、
3:17:19	あれか。
3:17:20	極力焼香だよ。
3:17:22	完全、内側の方はさ、ドライサイトになるわけじゃないでしょう。
3:17:27	うん。
3:17:29	それでっていう話で、そこまで必要なのかっていうことだけだったけど、
3:17:34	必要で、そこでやるっていうのはそれでもいいんだけど、
3:17:37	いや、言ってる意味がさ、そう多分設置じわっと施行時で考えたときに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:17:43	その部分割とそのドライにして仕上げないと、その実際の多分安価だ と思うから関係ないと思うんだけど、
3:17:50	その密着性とか考えたとき、そこまで必要なのかっていうと、どう考 えてもそれ必要だそうだし、
3:17:57	どっちの、
3:17:58	うん。
3:18:00	下の方がドライサイト。
3:18:01	ではないですね。ある程度、水の量を制限してるだけに、
3:18:06	流路縮小工はこんな穴が大きく打って縮小できるって話で、こんな小 さいところ、水が、
3:18:14	きするってちょっと考えにくいので、
3:18:16	そこまで考えるのかっていう話。
3:18:20	うちで国要件でこの
3:18:23	止水処置をしようとしてるのがよくわからないっていうのが、そもそ も三浦の言ってることだと思います。
3:18:30	北海道電力の村島で徹底的にやるっていうんだったらそれはそれで別 に、
3:18:34	はい。ご指摘の趣旨は承知いたしました
3:18:39	水路の中にですね鋼材をつけるといった観点で、水路をの壁面と鋼材の 隙間を、我々としても大きなその隙間があってはいけないと思っ てますのでそこは、何らかの処置はしないといけないと思っています。た だし、
3:18:57	先ほどご説明した通りですね0リークにはならない、なかなか難しいと いうところもありますので、隙間、可能な限りこの縮めたいという観 点で止水処置っていう表現を使ったんですけどもこの表現は多分適切 ではないので、施工誤差
3:19:14	はい。ちょっと表現は見直鋼材と施工誤差を普通と間詰めコンクリート ですので、そういったような意味合いの処置をするっていうですね、現 場合わせて、
3:19:24	わかりました。
3:19:26	微妙。
3:19:27	だから、実際2と言ってみたらトンネルと、鋼材の寸法2施工が多少な りとも空くのでどうしても、
3:19:37	そうした回復策もあるかもしれないしそれで発電とりゃいいんだけど、 基本的には必ずぴったりと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:19:44	あるわけではないので施工誤差がどうしても生まれると。
3:19:46	そこを現場合わせてするためには、何らしか、
3:19:50	間詰めコンクリートと普通使うじゃない。
3:19:53	そういった意味合いと同じでそこは何か止水措置的なものとして何か、
3:19:59	措置を講じるって言うてるわけなしですね。
3:20:16	はい。北海道電力村島でございます。今水路をの躯体とですね、鋼材の隙間に関しましては、先ほどご説明させていただいた通りですね、
3:20:27	可能な限り隙間は小さくとどめるような、設計で配慮していこうと思います。で、その隙間を考慮しても、流路縮小工の機能がきちっと確保できるようにですね、
3:20:41	サイト内に浸水を想定する経路として敷地 10 メーターへ到達しないように、きちっと機能を発揮できるような、寸法にはしたいと思っています。ただし我々としても
3:20:54	すべてを空間空けといていいかということそうではないと思いますので、必要な命名処置等はいきたいと考えてございます。
3:21:03	以上です。
3:21:05	規制庁島ですおっしゃる意味は大体わかってきてだから、要はSクラスの施設っていうのは、漢字に鋼材、
3:21:12	のみを言ってるということで、この紙措置は、多分おそらく自主のかなお書き程度ですよ。ちょっとごめんなさいこの記載ぶりという、
3:21:23	要は何が基準適合上必要なものなのかっていうのちょっとわかりにくいんでまずそこは明らかにして欲しいのが1点で、あともう1件じゃ地震扱いにするんだったら、その評価のやり方、
3:21:37	なりっていうのは何か何かどっかでパラスターでいえるのかどうかよくわかんないですけど、そこはちょっと今後説明いただきたいんですけど、いいですかね。はい。北海道電力の村島です。ご指摘承知いたしました。
3:21:51	今記載しているところに関しましては止水処置を施すと言ってるところのまずこの書き方、適切ではないと思っていますので、必ず達成しないといけない耐震そのものが鋼材できちっと必要なその隙間をどれぐらいを設定するのかっていうところも、
3:22:09	含めて、すべて鋼材でまず設計いたしますということがわかるような記載それから、それを考慮しても隙間が発生したとしても、
3:22:24	流入防止をきちっととれると、いうことを記載しております。
3:22:33	規制庁の江崎です。多分ですねこって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:22:36	構造成立性の上でいうと、多分アンカーとかって、
3:22:40	するわけですよ。
3:22:41	そこで多分、
3:22:44	隙間があると。
3:22:45	計算上は、そのコンクリートね。
3:22:48	と、家具ですね構造材の。
3:22:52	そこが密着してる形になってるんだけどそこに大きな浮きがあると。そこで、
3:23:01	剤とかそういったものの取り付けが変わってきちゃうから設計が多少なり荷重のかかり方が変わってきたり、
3:23:06	しないとも限られるので基本的には、
3:23:09	そういうところでは続けよう。
3:23:12	きちっと合うように、目を合わせるっていうのが重要ですよ。
3:23:16	鉛直課長がそんなにかかるわけではないんですけど、
3:23:20	部分的に活躍局部にかかるっていうのはよろしくないんで、
3:23:24	全面的全周なんか打つはずなんで、そういう時に均等に荷重がかかるように設計はする。
3:23:31	と思うんですよ。そうなるためには、その面と面が、
3:23:35	ちゃんと密着してるって必要が出てきますよね、設計的にはね。
3:23:40	そういった面から考えて、そういった隙間を極力、
3:23:45	減らしていくっていうのが現状じゃないですか。いわゆる、
3:23:49	寸法誤差ですけど、
3:23:51	に関わる話ですけどね
3:23:53	そこって自主的にここで書くような話ではないのかなっていう気がして
3:23:58	いて、
3:23:58	防潮てにつけるしすイメージと、同じ扱い、違うよね。
3:24:04	ねえ。
3:24:05	意味合いとしてそこに何か差し水盤とかゴムも入れる、入れないよね。
3:24:11	ねえ。だから、
3:24:12	ちょっと意味合いが違ってきたら彼が言ってるのは、使い方とか用途とかが、目的が全然違って、この基準適合のためにつけてる。
3:24:23	して構造成立性っていうか施工として、
3:24:26	後
3:24:29	音声せ、
3:24:31	に近いんですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:24:33	それを細かいところ議長制ですよ。機械を据えつけるのに場所の高さを合わせるために、高さを調整するじゃないですか。それに近いものものであって、
3:24:45	基本的には、高性能を与えるためにその、その精度を上げるための施工制度みたいな話になってくるので、そのための調整みたいになるんで、それであれば、
3:24:56	こういった話はいらないんじゃないかってことだと思うんです。逆に言うと、基準適合として考えたときに、今後こういう、
3:25:03	何だっけ。
3:25:05	流路縮小工を水の中で作ったら、じゃあ、必ずしもそういうような、赤で下とかああいう時をよくありますよね。
3:25:15	詰め物っていうんですか。
3:25:16	膨張水で膨張するようなゴム材料っていうんですかね、スポーツっていうか、ああいったものを使ってイメージを作んなきゃいけないのかって、そんなことはないわけだと思うし、
3:25:25	そういった要求、今後その実績として要求かかるような状態になるかってそういうことではないと思うんですよ。だからそ、実際に本当に必要なものかどうか、基準要求的に、
3:25:37	それ以外のものだとそ、あまり必要ない書く必要はないんじゃないかと、逆に誤解を招くと思うんで、
3:25:43	その辺はよく、
3:25:45	検討した上で、記載を、
3:25:47	確認した内容を確認してください。以上です。
3:25:51	はい。北海道電力の村島です。ご指摘承知いたしました。基準要求に対して必ず、設計上求められているところをの記載をまず正しく書くようにいたします。付け足しで、
3:26:04	あった方がいいと言ってるような地主みたいなものに関しましては、この記載レベルとするのか、違うところに掲載するのかわからないのかも含めて、改めて整理させていただきたいと思います。以上です。
3:26:57	規制庁藤原です。それではちょっと会議室の方からの確認は以上なんです。石田さん何か確認等、もしあれば
3:27:07	ご発言いただきましたと思ってます。
3:27:11	はい、石田です。
3:27:13	音声、聞こえてますでしょうか。はい、規制庁上手よく聞こえております。お願いします。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:27:19	はい。ちょっと音声か
3:27:23	こちらの方には半分ぐらいしか届いてなくてですね、聞き取れにくいところがあったので、少し重複するような話があったら、ご了承いただきたいんですけども、私の方からちょっと、
3:27:34	伊佐、確認させていただきます。
3:27:37	一つはですね、これちょっとさっき議論が出ていたかもしれないんですが、例えば市野一井の本資料の中でですね、いるⅡとかですね表裏物に関する評価のところがですね、
3:27:52	全体として記載事項は非常にですね、
3:27:57	砂の流入量は減少する方向に行くとかですね、
3:28:03	表裏分Ⅱが、
3:28:07	主水路の流路縮小工が閉塞する可能性がないとか非常に決め打ちするかの記載になっているんですねそれで、
3:28:17	その割にはですね、その内容の説明がほとんどされていないので、ここは、もし仮に決め打ちをされるような表現をするのであればもっと、
3:28:29	丁寧な記載としていただきたいんですがいかがでしょうか。
3:28:49	北海道電力の植原です。先ほどの議論の中でもございましたが、砂の評価、また漂流物の評価につきまして、現状、
3:28:59	例えば漂流物であれば継続可能性ないと、記載してございますが、それに対する根拠が薄いということかなと思っています。この辺りはですね、少し、
3:29:12	再度整理した上で、記載充実させることと考えてございますので、
3:29:20	そういったことで対応したいと考えてございます。
3:29:25	三木社長市田です。了解いたしました。それで、一つだけ具体的にですね、1-1のパワポの15ページのところにですね、
3:29:35	うん。
3:29:37	パイプスクリーンをですね通過した小さな表リブツ云々ということでパイプスクリーン寸法があって、それ以上大きなもの、このピッチの
3:29:47	ものよりも、
3:29:49	小さいものしか入らないんだというふうな書き方になってるんですけども、
3:29:55	何も津波の時に限らずですね
3:30:00	海が荒れた時とかそういう時、いわゆる何ですかね、小さな炊き立木の類のものですね、長く細長。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:30:10	細長いようなもの、こういったようなものってのはすごくたくさん流れてきて、こういうピッチのところを通り抜けて、下流に流れていきますので、
3:30:21	そういうようなものが、例えば河川だったら、橋脚のところ、固まってそのところを、今回のようなものであれば、流路縮小工のようなものを、
3:30:33	閉塞するような可能性だってあるんじゃないかというふうなことも考えられますので、そういう意味で、丁寧な説明をお願いしたいと思います。
3:30:57	確認中ですので少々お待ちください。
3:31:04	はい。
3:31:36	妥当性も含めて、
3:32:17	それはここに連通口ちょ。
3:32:52	だけど今、
3:33:12	北海道電力の植原です。
3:33:15	すごく小さな漂流物、或いは本間細井漂流物についての
3:33:22	整理が不足しているといったご指摘かなと思います。こちらについては、まずはちょっと実績の部分は、各刻み各
3:33:32	呈している前ですけれども確認できるところかなと思いますのでそういったところを含めて今後整理したいと思います。
3:33:42	規制庁の石田です。はい。よろしく願いいたします。
3:33:46	関連してなんですけれども、
3:33:49	1-2のパワポの20ページのところですね。
3:33:54	このところで、
3:33:56	異常の検知性っていうことが書かれていてですね。
3:34:01	それ
3:34:02	今度は1-1のパワポの方の同じく20ページを見るとですね。
3:34:09	流路縮小工の異常の検知性っていうことが書かれていて、異常の検知性については水位の低下を、
3:34:20	中操のほうで発報するというようなことが書かれているんですね。
3:34:25	で、
3:34:28	両括弧の1の二つ目のポチのところの最後にですね、閉塞事象への対応を行うっていうふうに書かれているんですね。それで、具体的にはこれ救援文書で定めるといことなので、詳細はともかくなんですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:34:47	実際に閉塞事象が発生したということが、現地された場合に、一方でこれ、補機冷ポンプはずっと運転継続しているわけですから、
3:34:58	どんどん貯留堰形状になっていますけれども、集水管の水できる海水が減っていくんですけれども、
3:35:10	この
3:35:12	後は時間勝負という話だと思うんですけどその限られた時間の中で、
3:35:17	具体的に何か対応が可能だというふうな、そういうご判断のもとでの、こういう書き方なんでしょうか。
3:35:29	わかる範囲でちょっと教えていただきたいんですが。
3:35:34	対策があるので、
3:35:37	はい。はい。北海道電力の植原です。対応といたしましては、トレインを切り換えてこの部分の
3:35:48	ドレーンを使わない状態にした上で、水抜き等を行って点検を、最終的に必要とあれば、水抜き等を行って点検を行うと、そういったことになろうかと思えます。
3:36:00	規制庁の石田です。つまりあれですかね、バックアップがバックアップが可能なので、
3:36:08	取水機能というか冷却機能に対して影響を及ぼすことはないですという考え方でしょうか。
3:36:15	はい。ご理解の通りです。
3:36:20	トレイン切り換えすることによって、SW t の冷却機能としては確保できますので、その状態で点検を行うといったことになるかと思えます。
3:36:33	規制庁の西田です。
3:36:36	はい。
3:36:37	いたしましたありがとうございます。
3:36:40	あと1点だけちょっと確認させてください。
3:36:47	同じく1-1のパワポの9ページなんですけれども、
3:36:52	9ページのところに右上にですね、1、1号及び2号放水炉の系統断面図というのが出ておまして、
3:37:01	津波時に逆流防止装置が作動した、江田が書かれているわけですけど、この逆流防止装置が作動した状態で、補機冷の放水がずっと継続されるんですけれども、
3:37:17	その場合に、要するに行き先を失ってですね、左側に書かれているですね放水ピットの立坑あたりのところから、
3:37:27	敷地内に放水海水が奉仕、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:37:32	外に敷地の中に放出されていく可能性っていうのは、これはないようなそういう考え方になっているのでしょうか。
3:37:47	北海道電力の植原です。今津波が決まってない中ではございますが松波、石上が継続している時間、の間は確かにSRP排水というのが、
3:38:00	排水できない状態が続くと考えられます。こちらについては津波確定後に、どれだけの水量がここに溜まっていて、
3:38:10	敷地に溢れないことを確認できる、するといったことを考えてございます。
3:38:19	規制庁の石田です。はい了解いたしました。私からは以上です。
3:38:30	はい。規制庁じゃないです。今の話って9ページのこれ管路解析でこの逆流防止設備よりも陸側ってモデル化して何かさっきの評価をやるようなイメージですか。
3:38:41	それとも、特に管路解析上はもう逆流
3:38:45	防止設備でストップさせて、
3:38:47	ここの以降は何か要は水がたまる評価で要は押し波継続時間と、その水がたまる時間との差分でもって見る。
3:38:59	それは後者の方ですか。
3:39:07	北海道電力の植原です。感度解析というよりは時間で評価することを考えてございます。
3:39:15	わかりました。はい。
3:39:18	そうですか。
3:39:21	ちょっとまだちょっとその話はわかりました。1点だけちょっと先ほど石田の質問にうまい異常の検知性の確認だけちょっとこれ私がわかってないかもしれないけど、この21
3:39:33	21ページかな。
3:39:37	異常の検知性はこれはあれですかね通常時の異常の検知の話だけで、
3:39:43	特に津波時の異常の。そっか、異常の検知はやないかな。矢内。
3:39:49	通常だけ。
3:39:51	津波Gについては、通常定期点検とかを、
3:39:55	カメラでいや、
3:39:59	衛藤様は詰まってないことを確認してるから、当然津波の時には、
3:40:03	確実に閉塞、閉止するという、
3:40:07	すぐ、
3:40:16	すそそうですね不破、はい
3:40:21	そっか。うん。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:40:24	わかりました。はい。
3:40:38	はい。それ、いいですか。どうぞ。はい。伊藤さんどうぞ。すみませんまとめ資料は規制庁の伊藤ですまとめ資料の細かい記載だけなんですけど、
3:40:46	添付の 32 の、
3:40:49	6、
3:40:52	そうなあ。
3:40:54	ちょっとほかにもあるかもわからないんですけど、
3:40:56	例えば、32-6 のポツの記載の最後に書いてある、参照先この参考 1、表 2 っていうのとか。
3:41:08	阿藤。
3:41:09	32-7 の、一番上に書いてある参考 2 図 1 参照って書いてある多分これ一参照さキーがなかったり誤ってたりしてですね。
3:41:20	実際参考 1 の表 2 を見てみると、
3:41:25	多分表に行っていないんですね。
3:41:28	多分また違うところを差し引きたいのかなとも思っていて、この辺ちょっと多分ずれがあるので、
3:41:37	誤記だと思いますけども直していただければなと思います。
3:41:45	申し訳ございません今、当該箇所動きだと思いますので、ここに限らず全体、確認させたいと思います。
3:41:56	規制庁の伊藤ですお願いします後、先ほど流路縮小工の止水そっち。
3:42:02	のところの話もありましたけどこれって逆流防止設備も同じ位置付けていう理解でいいんですか。
3:42:13	流路縮小工は添付の 31 の話ですけど逆流防止設備は、添付の 32-30 ページ。
3:42:29	止水処置っていうのが同じように書いてあるんですけど、
3:42:40	北海道電力の村島です。今ご指摘いただいている件は先ほど流路縮小工の時にもお話ありました通り、構造設計としてまずきちっと担保するっていうことを大前提にして考えていこうと思いますので、
3:42:54	その観点では記載、合わせてですね、少し見直したいと思います。
3:43:00	以上です。
3:43:01	はい。規制庁の井藤ですわかりました。それとちょっと関連してんのかもわからないんですけど、
3:43:06	添付 32-33。
3:43:10	の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:43:11	逆流防止設備の基本設計方針の説明の中で、
3:43:17	工認のところの、
3:43:19	御説明で、
3:43:21	1号及び2号炉の放水炉からの津波の流入を抑制して書いてあってこの抑制っていうのは
3:43:30	ちょっと普段こういう書き方してんのかちょっと私、存じ上げないんですけど
3:43:36	何か流入を想定しちゃってるのか、ちょっと単なる誤記なのか。
3:43:44	項の記載は次どうなんですかっていう、確認なんですけど。
3:43:51	北海道電力の植原です。こちらについては流路縮小工については確かに抑制なんですけれどもちょっと逆流防止設備については適切な記載に見直したいと思います。
3:44:03	はい。規制庁の伊藤です。私から以上です。
3:44:10	はい。
3:44:12	規制庁側からの確認は以上ですが北海道電力なんか何か確認したいこととかありますか。
3:44:27	北海道電力の高橋です。北海道電力から特にございません。
3:44:32	はい。規制庁じゃないですけど、ちょっと今日のヒアリングってのは一番最初の冒頭にもあったんですけどちょっとそもそもとして、意義と、何だっけ。0102と呼ばれるものが、
3:44:44	回答がなされてなくてちょっと結構家庭での段階の話ということでいろいろさしていただいたりとかあと、指摘事項に対するちよつとう回答が、今も網羅ができてるのかって言ってキノコも結構何かあったかと思って。
3:44:58	ますのでちょっとその辺はちよつときちつとやっていただけるようお願いいたしますよろしいですね。
3:45:04	北海道電力の高橋です。回答一番2番が今回お持ちできなかったっていうのは大変申しわけございません。辛い週に資料提出してご説明をまずさせていただいた上で、
3:45:17	今回の資料の改正版、
3:45:21	とセットでご説明したいと思いますけど、その改正する時にですね、
3:45:27	コメントを書いとかん、
3:45:30	1字1句というかきちんと該当にがんでないというようなところがないように、しっかり確認して、見直したいと思います。
3:45:40	規制庁城ですわかりました。じゃ、今日のヒアリングは以上とします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。